

# 天武紀と持統紀

## — その用字と記載のあり方

野 口 武 司

### はじめに

『日本書紀』（以下、「書紀」）全二十卷中、その掉尾を飾る巻廿九天武天皇紀と巻卅持統天皇紀（以下、「天武紀」と略す。）の記述内容は、同書の完成奏上時点との時間的懸隔から判じて他余の諸天皇紀のそれに比してより高い史的確度を有しているとみられるが、それはそれら両紀の編纂史料が政府の日次記録に基拠していると考えられることにもよう。それら両紀が純粹の歴史記録と見做されている所以である。

ところで、この天武・持統両紀について、これに用字・表記・文体・記載様態・記載内容、等々の諸面から多角的な検討を加えることにより、その史書としての性格や成立に関わる事柄を闡明せんとする試みが、これまで諸家によつて為され、許多の成果が蓄積されてきている。曾て稿者もそうした観点から先学諸氏の貴重な業績に導かれつつ斯件の問題について数篇の論攷（拙著「古事記及び日本書紀の表記の研究」）を草してみたことがある。本稿はその旧稿における所述を承けてそれをさらに敷衍するものである。

## 一 「賜」字の用法

天武・持統両紀所見の「賜」は都合一六六字を数えるが、これらの該字の用法をおよそつきのように分類整理しえよう（類型の列挙順次は、その他（h）を除けば、すべて事例数の優越順に掲る。——部分に被賜与者、~~~~部分に被賜与（事）物の記載がある。また、（○—）の○印部分に付へa・e兩類型の場合）、賞・優へd類型の場合）、班・仮へb類型の場合）の字が各々ある事例）。

類型 文型

a.....	(○—) 賜 <sub>二(レ)</sub> <sub>ニ</sub>
b.....	(○—) 賜 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub> —~~~~
c.....	— — (○—) 賜 <sub>二(レ)</sub> <sub>ニ</sub>
d.....	(○—) 賜 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub>
e.....	以 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub> (○—) 賜 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub>
f.....	於 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub> — (○—) 賜 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub>
g.....	賜 <sub>二</sub> <sub>ニ</sub> — —
h.....	その他

はじめに、以下の行論の便宜を考えて当該事例のすべてを掲げるとともに、各事例ごとに上記の分類基準に掲る類型を示しておこう（各事例末の数字は、当該事例の所在箇所を年・月・日を以て示したもの。○印月は閏月を示す。以下同様）。

### 天武紀

1 有勳功人等。賜爵有差。…… c 2・2・29条

2 大錦下百濟沙宅昭明卒。（中略）天皇驚之。降恩以贈外小紫位。重賜本国大佐平位。…… a

2 · ⑥ · 6 条

3 饰 貴千宝等於筑紫。賜 祿各有差。…… a

2 · ⑥ · 24 条

4 詔 耽羅使人曰（中略）故宜賀使。以外不召。則汝

等親所見（中略）故宜疾歸。仍在國王及使者久麻芸等肇賜爵位。…… c 2 · 8 · 25 条

5 饰 金承元等於難波。奏種々樂。賜物各有差。…… a

2 · 9 · 28 条

6 饰 高麗邯子。新羅薩儒等於筑紫大郡。賜 祿各有差。…… a

2 · 11 · 21 条

7 8 侍 奉大嘗 中臣。忌部。及神官人等。并播磨。丹波二國郡司。亦以下人夫等悉賜 祿。因以郡司等各

賜 爵一級。…… c c 2 · 12 · 5 条

9 對馬國司守忍海造大国言。銀始出于當國。即貢上。

由是大國授小錦下位。凡銀有倭國初出于此時。

故悉奉諸神祇。亦周賜小錦以上大夫等。…… d

3 · 3 · 7 条

10 賦 宴群臣於朝廷。…… h 4 · 1 · 7 条

11 又親王。諸王及諸臣并諸寺等所賜山沢嶋浦。林野陂池。前後並除焉。…… h 4 · 2 · 15 条

12 新羅。高羅二國調使饗於筑紫。賜 祿有差。…… a

2 · 6 · 24 条

13 有人登宮東岳。妖言自刎死之。當是夜直者。悉

賜 爵一級。…… c 4 · 11 · 3 条

14 15 高市皇子以下。小錦以上大夫等。賜 衣袴褶腰帶脚帶及机杖。唯小錦三階不賜机。…… c c

5 · 1 · 4 条

16 小錦以上大夫等賜 祿各有差。…… c

5 · 1 · 7 条

17 百寮初位以上進薪。即日悉集朝廷賜宴。…… a

18 耽羅客賜船一艘。…… c 5 · 2 · 24 条

19 物部雄君連忽發病而卒。天皇聞之大驚。其壬申年

從車駕。入東國以有大功。降恩贈內大紫位。

因賜氏上。…… a 5 · 6 条

20 百寮人及諸蕃人等。賜 祿各有差。…… c

5 · 9 · 13 条

内安殿。諸臣皆侍于外安殿。共置酒以賜樂。則

21 大設齋於飛鳥寺。(中略) 是時。詔親王。諸王及群卿。每人賜出家一人。…… c 6 · 8 · 15 条

大山上草香部吉士大形授小錦下位。仍賜姓曰難波連。…… a a

22 23 筑紫大宰獻赤烏。則大宰府諸司人賜祿各有差。

32 錦織造小分。(中略) 山背泊鳥賊麻呂。并十四人賜姓曰連。…… c

且專捕赤鳥者。賜爵五級。…… c c

10 · 4 · 12 条

6 · 11 · 1 条

33 饗高麗客卯問等於筑紫。賜祿各有差。…… a

10 · 4 · 17 条

24 百寮諸有位人等賜食。…… c 6 · 11 · 23 条

34 饗新羅客若弼於筑紫。賜祿各有差。…… a

10 · 6 · 5 条

25 侍奉新嘗神官及國司等。賜祿。…… a  
26 大乙下倭馬飼部造連為大使。小乙下上村主光欠為小使。遣多称嶠。仍賜爵一級。…… a

8 · 11 · 27 条

35 舍人造糠虫。書直智德賜姓曰連。…… c

10 · 12 · 29 条

27 忌部首子首賜姓曰連。…… c 9 · 1 · 8 条

36 陸奧國蝦夷廿二人賜爵位。…… c 11 · 3 · 2 条

11 · 5 · 12 条

28 新羅仕丁八人返于本土。仍垂恩以賜祿。有差。

37 倭漢直等賜姓曰連。…… c 11 · 5 · 12 条

11 · 5 · 27 条

29 饗新羅使人項那等於筑紫。賜祿各有差。…… a

11 · 7 · 21 条

30 31 天皇御向小殿而宴之。是日。親王。諸王引入

41 多称人。掖玖人。阿麻弥人。賜祿各有差。…… c

9 · 4 · 25 条

物亦准官賜。…… a h

11 · 7 · 21 条

39 40 摩漏臣以壬申年之功贈大紫位及祿。更皇后賜

11 · 7 · 21 条

42 饗	隼人等於飛鳥寺西。發種々樂。仍賜祿各有差。	11 · 7 · 25 条	c
43 倭直。(中略)	語造。凡卅八氏。賜姓曰連。……	11 · 7 · 27 条	a
44 三宅吉士。(中略)	鏡作造。并十四氏。賜姓曰連。……	12 · 9 · 23 条	c
45 三野県主。内藏衣縫造	二氏賜姓曰連。……	12 · 10 · 5 条	c
46 守山公(中略)	山道公十三氏賜姓曰真人。……	13 · 1 · 17 条	c
47 諸王卿等賜祿。	……	13 · 10 · 1 条	c
48 大三輪君(中略)	笠臣。凡五十二氏賜姓曰朝臣。……	13 · 10 · 16 条	a
49 大伴連(中略)	布留連。五十氏賜姓曰宿祢。……	14 · 10 · 8 条	a
50 大唐人。百濟人。高麗人。并百冊七人賜爵位。	……	14 · 10 · 17 条	c
51 大倭連(中略)	書連并十一氏賜姓曰忌寸。……	14 · 9 · 20 条	c
52 皇太子以下。至于忍壁皇子	賜布各有差。……	14 · 9 · 9 条	c
53 宮處王(中略)	藤原朝臣大嶋。凡十人賜御衣袴。……	14 · 9 · 18 条	c
54 皇太子以下。及諸王卿。并冊八人。	賜熊皮。山羊皮。各有差。……	14 · 9 · 19 条	c
55 化末高麗人等賜祿。各有差。……	……	14 · 9 · 27 条	c
56 遣百濟僧法藏。優婆塞益田直金鐘於美濃。令煎白朮。因以賜純綿布。……	……	14 · 10 · 8 条	c
57 伊勢王等亦向于東國。因以賜衣袴。……	……	14 · 10 · 17 条	c
58 皇后命以。王卿等五十五人賜朝服各一具。	……	14 · 12 · 19 条	c
59 御大極殿而賜宴於諸王卿。是日。詔曰。朕問王卿以無端事。仍對言得失必有賜。於是。高市	……	14 · 12 · 20 条	c

皇子被問以実対。賜蓑揩御衣三具（中略）布一百端。伊勢王亦得實。即賜皂御衣三具（中略）布冊	朱鳥1・1・2条	72 賜死皇子大津於訛語田舍。……h
63 諸王卿各賜袍袴一具。……c	朱鳥1・1・10条	73 賜京師孤独高年布帛各有差。……b
64 召諸文人博士。陰陽師。醫師者。并廿余人。賜食及祿。……a	朱鳥1・1・13条	74 賦京師年自八十以上。及篤人。貧不能自存者。純縣上。……b
65 66 天皇御於大安殿。喚諸王卿賜宴。因以賜絶縗布。各有差。……a a	朱鳥1・1・16条	75 賞賜隼人大隅。阿多魁帥等三百卅七人。各有差。……d
67 68 御々窟殿前。而倡優等賜祿有差。亦歌人等賜袍袴。……c c	朱鳥1・1・18条	76 饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。……a
69 侍医桑原村主。詞都授直廣肆。因以賜姓曰連。……a	朱鳥1・4・8条	77 饉耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差。……2・2・10条
70 饉金智祥等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫退之。……a	朱鳥1・5・29条	78 饉蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下。仍授冠位。賜物各有差。……a
71 槻本村主勝麻呂賜姓曰連。仍加勤大壹位。封廿戶。……c	朱鳥1・6・1条	2・12・12条
81 賦官人等食。……b	3・1・9条	79 宴公卿賜袍袴。……a
		3・1・7条
		80 賦越蝦夷沙門道信仏像一軀（中略）。鞍一具。……b

82 賜衣裳筑紫大宰等。……g	3 · 6 · 1 条	92 奉公卿於內裏。仍賜衣裳。……a	4 · 1 · 3 条
83 賦大唐統守言。薩弘恪等稻。各有差。……b	3 · 6 · 19 条	93 大赦天下。唯常赦所不免不在赦例。賜有位人爵一級。鳏寡孤独篤癃。貧不能自存者。賜稻蠲服調役。……b c	4 · 1 · 3 条
84 詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜下學問僧明聰。觀智等為送新羅師友縣各一百四十斤。……a	3 · 6 · 20 条	94 賦京畿內人年八十以上者嶋宮稻人廿束上。其有位者。加賜布二端。……b c	4 · 1 · 17 条
85 於筑紫小郡設新羅弔使金道那等。賜物各有差。……a	3 · 6 · 24 条	95 賦京畿內人年八十以上者嶋宮稻人廿束上。其有位者。加賜布二端。……b c	4 · 1 · 17 条
86 班賜諸司令一部廿二卷。……b	3 · 6 · 29 条	96 賦京畿內人年八十以上者嶋宮稻人廿束上。其有位者。加賜布二端。……b c	4 · 1 · 17 条
87 付賜陸奧蝦夷沙門自得所請金銅藥師仏像（中略）幡等物。……a	3 · 7 · 1 条	97 賦京畿內耆老。耆女五千卅一人稻人廿束上。……b	4 · 3 · 20 条
88 賦越蝦夷八釣魚等。各有差（訓註）。……d	3 · 7 · 23 条	98 詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。准上送學生土師宿祢甥等送使之例上。其慰勞賜物一依詔書。……a	4 · 4 · 7 条
89 賞賜公卿各有差。……d	3 · 8 · 17 条	99 詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰（中略）汝獨淹滯他界於今卅年矣。朕嘉厥尊朝愛國壳己顯忠。故賜務大肆。并絕五匹（中略）水田四町。……a	4 · 10 · 15 条
90 以淨廣肆河内王為筑紫大宰帥。授兵仗及賜物。……a	3 · 8 · 27 条	100 賞賜送使金高訓等各有差。……d	4 · 10 · 22 条
91 於中市袁美追廣式高田首石成之閑於三兵賜物。……a	3 · 11 · 8 条		

			4 · 11 · 7 条
101 賞   賦公卿以下各有差。 ······ d	4 · 12 · 23 条		
102 賦親王 (中略) 内命婦等位。 ······ b	5 · 1 · 1 条	a	
103 賦公卿飲食。衣裳。優   賦正廣肆百濟王余禪廣 (中略) 良虞。與南典。各有差。 ······ bd	5 · 1 · 7 条		
104 詔曰。直廣肆筑紫史益拌筑紫大宰府典以來。於今 廿九年矣。以清白忠誠不敢怠惰。是故賜食封五 十戶 (中略) 稲五千束。 ······ a	5 · 1 · 14 条	: a	
106 賦大學博士上村主百濟大稅一千束。以勸其學業也。 ····· b	5 · 4 · 1 条		5 · 11 · 30 条
107 褒   美百濟淳武微子壬申年功。賜直大參。仍 賜純布。 ······ a	5 · 5 · 21 条		
109 宴公卿。仍賜朝服。 ······ a	5 · 7 · 7 条		
110 賦音博士大唐統守言。薩弘恪。書博士百濟末士善信 銀人廿兩。 ······ b	5 · 9 · 4 条	b	
111 以直大式贈佐伯宿祢大目并賜轉物。 ······ a			
112 賦公卿食。 ······ b			5 · 11 · 25 条
113 饗公卿以下至主典。并賜絹等。各有差。 ······			
114 饗神祇官長上以下。至神部等。及供奉播磨國。因 幡國郡司以下。至百姓男女并賜絹等。各有差。 ······			5 · 11 · 28 条
115 賦医博士務大參德自珍。呪禁博士木素丁武。沙宅万 首銀人廿兩。 ······ b			
116 詔曰。賜右大臣宅地四町。 ······ b	5 · 12 · 2 条		
117 饗公卿等。仍賜衣裳。 ······ a	6 · 1 · 7 条		
118 賦陰陽博士沙門法藏。道基銀人廿兩。 ······ b	6 · 2 · 11 条		
119 賦所過神郡及伊賀。伊勢。志摩國造等冠位。 ······	6 · 3 · 17 条		
120 賦所過志摩百姓男女年八十以上稻人五十束。 ······	6 · 3 · 19 条		5 · 9 · 23 条
121 會郡縣吏民。務勞賜作樂。 ······ h			

130 賜_京師及畿內有 <sup>レ</sup> 位年八十以上人衾一領(中略)布四端 <sup>レ</sup> 。……b	7・1・13条
131 以_正広參贈百濟王善光。并賜 <sup>レ</sup> 轉物。……a	
123 賦 <sub>下</sub> 有 <sup>レ</sup> 位親王以下至進広肆難波大藏鍬上各有 <sup>レ</sup> 差。……b	
124 贈文忌寸智德直大壹。并賜 <sup>レ</sup> 轉物。……a	6・4・21条
125 賦沙門觀成純十五匹。綿卅屯。布五十端。美其所造鉛粉。……b	6・5・20条
126 賦直丁八人官位。美其造大内陵時勤而不上 <sup>レ</sup> 懈。……b	6・⑤・4条
132 賦_京師男女年八十以上。及困乏窮者布。各有 <sup>レ</sup> 差。	
133 賦船瀨沙門法鏡水田三町。……bb	
134 以流末新羅人车自毛札等卅七人付 <sup>レ</sup> 賜憶德等。……e	7・1・16条
135 賦大学博士勤広式上村主百濟食封卅戸。以優儒道。……b	7・2・30条
127 賦相模國司布勢朝臣色布智等。御浦郡少領 <small>(註)</small> 与 <sub>下</sub> 護赤鳥者鹿嶋臣櫟樟位及祿 <sup>甲</sup> 。……b	6・6・21条
136 賦直大式葛原朝臣大嶋轉物。……b	7・3・5条
128 賦擬遣新羅使直広肆息長真人老。務大式川内忌寸連等祿 <sup>上</sup> 各有 <sup>レ</sup> 差。……b	6・11・8条
137 賦擬遣新羅使直広肆息長真人老。勤大式大伴宿祢子君等。及學問僧弁通。神叡等絶綿布 <sup>上</sup> 各有 <sup>レ</sup> 差。	7・3・11条
138 賦新羅王轉物。……bb	7・3・16条
139 以直広參贈蚊屋忌寸木間。并賜 <sup>レ</sup> 轉物。以褒壬申年之役功。……a	7・9・16条
129 賦音博士統守言。薩弘恪水田人四町。……b	6・12・14条

140 賜 <small>耽羅王子佐平等</small> 。各有差。……d	7 · 11 · 7 条	8 · 12 · 10 条
141 以 <small>直大肆</small> 授 <small>直廣肆</small> 引田朝臣少磨。仍賜 <small>食封五十戶</small> 。……a	7 · 11 · 23 条	152 153 以 <small>直廣參</small> 贈 <small>賀茂朝臣蝦夷</small> 。并賜 <small>轉物</small> （略）以 <small>直大肆</small> 贈 <small>文忌寸赤磨</small> 并賜 <small>轉物</small> （註）。……aa
142 詔曰。粵以 <small>七年歲次癸巳</small> 。醴泉涌於近江国益須郡都賀山（中略）賜其初驗 <small>醴泉</small> 者。葛野羽衝。百濟土羅々女。人絰一匹。布十端。鍬十口。……b	9 · 4 · 17 条	154 賞 <small>賜諸臣年八十以上。及痼疾</small> 各有差。……d
143 賦 <small>神祇官頭至祝部等</small> 。一百六十四人絰布。各有差。……b	8 · 3 · 16 条	155 賦 <small>擬遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野。務大式伊吉連博德等物</small> 。各有差。……b
144 以 <small>淨大肆</small> 贈 <small>筑紫大宰率河内王</small> 。并賜 <small>轉物</small> 。……a	8 · 3 · 23 条	156 賦 <small>淨大肆泊瀨王轉物</small> 。……b
145 148 河内国更荒郡獻 <small>白山鷄</small> 。賜 <small>更荒郡大領。小領。</small> 位人 <small>一級</small> 。并賜物。以 <small>進廣式</small> 賜 <small>獲者刑部造韓國</small> 。并賜物。……baea	8 · 4 · 5 条	157 以 <small>追大式</small> 授 <small>伊予國風速郡物部藥。与肥後國皮石郡壬生諸石</small> 。并賜人 <small>絰四匹</small> （中略）水田四町。復戶調役。以慰久苦唐地。……a
150 以 <small>進大肆</small> 賜 <small>獲白蝙蝠者飛驒國荒城郡弟國部弟日。并賜絰四匹。綿四屯。布十端</small> 。……a	8 · 6 · 8 条	158 詔 <small>大錦上秦造綱手</small> 。賜姓為 <small>忌寸</small> 。……a
160 以 <small>直廣肆</small> 贈 <small>大泊連百枝</small> 。并賜 <small>轉物</small> 。……a	8 · 10 · 20 条	159 以 <small>直廣肆</small> 授 <small>尾張宿祢大隅</small> 。并賜 <small>水田四十町</small> 。……a

10 · 5 · 13 条

直広壹石上朝臣磨。直広式藤原朝臣不比等並五十人。

161 以直広壹授多臣品治。并賜物。褒 美元從之功

10 · 10 · 22 条

.....bbb

与堅守関事。 a

10 · 8 · 25 条

167 賦大官大寺沙門弁通食封戸。

b

162 以直大壹贈若桜部朝臣五百瀬。并賜轉物。以顯

10 · 11 · 10 条

元從之功。 a

11 · 1 · 11 条

168 賦天下鳏寡孤独篤癃。貧不能自存者稻上各有差。

163 賦右大臣丹比真人輿杖。以哀致事。 b

11 · 7 · 7 条

169 故常鏁盜賊一百九人。仍賜布人四常。但外国者稻

164 166 仮賜正広參位右大臣丹比真人資人一百廿人。

11 · 1 · 11 条

人廿束。 a

正広肆大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿祢御行並八十人。

11 · 7 · 7 条

a類 2 3 5 6 12 17 19 26 29 30 33 34 38 39 42 56 57 61 62 64 65 66 69 70 76 77 78 79 84 85 87 90 91 92 98 99 105 107 108 109 111 113 114 117 122 124

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

b類 73 74 80 81 83 86 93 95 97 102 103 106 110 112 115 116 118 119 120 123 125 126 127 128 129 130 132 133 135 136 137 138 142 143 145 151 155 156 163 164 165 166 167 168 の四四例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

c類 1 4 7 8 13 14 15 16 18 20 21 22 23 24 25 27 32 35 36 37 41 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 58 63 67 68 71 94 96 の四一例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

d類 9 75 88 89 100 101 104 140 154 の九例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

e類 134 147 149 の三例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

f類 59 の一例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

g類 82 の一例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

h類 10 11 40 60 72 121 の六例

131 139 141 144 146 148 150 152 153 157 158 159 160 161 162 169 の六四例

第1表

	天 皇 紀	類 型	合計
持統紀			
天武紀			
合計			
64	38	26	a
44	44		b
41	2	39	c
9	8	1	d
3	3		e
1		1	f
1	1		g
6	2	4	h
169	98	71	合計

さて、この第1表より種々様々な事柄を読み取りうるが、ここではとくにつぎの諸点を指摘しておこう。

①、「賜」字は、天武紀に a c d f h の五類で七一例、持統紀に a b c d e g h の七類で九八例用いられていること。

②、それら両紀共通の用法は、a ~ g の七類（ここには、その他の h を除外してある。）中、a c d の三類のみであること。

③、この三類中、両紀に共有度の高いのは a 類のみであり、逆にそれが低いのは c 類（持統紀に三九例。）と、d 類（天武

一例、持統紀に八例。）、とりわけ c 類であること。

④、②③より、それら両紀は「賜」字の用法を通してみても、表記態として相互にかなりの異質性を内蔵しているのが認められること。

⑤、そしてそれら両紀中、天武紀のみに所見されるのは、f （一例）の一類で、持統紀のみに所見されるのは、b （四

四例）、e （三例）、g （一例）の三類で、このうち b 類が最も多くの事例数を有すること。

⑥、③④より、天武紀における c 類と、持統紀における b 類とは、a ~ g 類中、最も極端な偏向分布を示すものとして好対照をなしていること。

⑦、①②⑤より、「賜」字の用法について、持統紀の方が天武紀よりもバラエティーに富んでいること。これは持統紀の方が天武紀よりも豊富にして多種類に及ぶ記録類をその材料に供用していること。あるいは材料に供用されている

記録類の筆録段階をも含めた筆録者数において、持統紀の方が天武紀よりも上廻つてゐること。別言すれば、持統紀における方が天武紀におけるよりも画一的な用字統制の加えられている度合が一段と低く、素材として供用される原資料をほぼそのままの形で残遺してゐる場合が多いことを示してゐるといえよう。

以上が天武・持統両紀にみる「賜」字の用法の調査結果に基づく前掲第1表より指摘しうる事柄であるが、さらにここで持統紀におけるa・gなる類型中、事例数の点で最も卓越し、しかもその持統紀に極端な偏向分布を示すb類について、いま少しく説述してみよう。

このb類の用法は、持統紀以外にあつても、

・於是高皇產靈尊賜天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢。以遣之。

・故天照大神乃賜天津彦彦火瓊々杵尊八坂瓊曲玉。 (中略) 草薙劔三種寶物。

★・天皇定功行賞。賜道臣命宅地。

・仍賜臣連。伴造帛布各有差。

・別賜沙尼具那等鮒旗廿頭。 (中略) 鎧二領。 (中略) 別賜馬武等鮒旗廿頭。 (中略) 鎧二領。

卷廿六齊明紀 4・7・4条

卷廿七天智紀 1・1・27条

卷廿七天智紀 1・3・4条

卷廿七天智紀 7・9・26条

卷廿七天智紀 7・9・29条

卷二神代紀下天孫降臨章本書

卷三神武紀 2・2・2条

卷廿四皇極紀 2・9・30条

。賜<sub>新羅王</sub>絹五十疋。（中略）韋一百枚。付<sub>金東嚴等</sub>。

卷廿七天智紀 7・11・1条

。賜<sub>新羅王</sub>絹五十四（中略）韋一百枚。

卷廿七天智紀 8・3・18条

。賜<sub>新羅王</sub>五穀種。

卷廿七天智紀 10・11・29条

★。賜<sub>郭務悰等物</sub>。総合絹一千六百七十三疋。（中略）綿六百六十六斤。

卷廿八天武紀 1・5・22条

と多見されるので、『書紀』全般からみれば、決して特異なものとはいひ難いが、この持統紀以外にみる十五例中十一例（神代紀の二例及び★印付加）までが、同書区分論のいわゆる呂口部分に存する事実は、持統紀と呂口部分との記載上における緊密性を示すものとして一顧されねばならぬであろう。

因みに、上述の天武紀に卓越するc類と持統紀に卓越するb類とが、『続日本紀』の卷一文武元年八月甲子朔条から『書紀』完成奏上を記す巻八養老四年五月癸巳朔癸酉条までに各々如何ように所見されるかというに、c類は文武一・八・一七、二・四・三、二・八・一、三・四・二五、四・八・二三、大宝一・一・一四、一・一・一六、一・四・一〇、一・五・七、一・八・七、一・一一・四、二・四・八、二・九・二二、二・一一・一三、二・一一・二三、三・二・四、三・二・一五、三・四・四、三・四・二〇、慶雲一・五・一〇、一・一〇・一六、一・一一・一〇、四・二・一二、四・五・二六、四・七・一七、四・七・一七、和銅一・一・一、一・一・一、一・七・一五、一・七・一六、二・六・二〇、二・六・二八、二・八・二、二・九・二六、三・一・一六、三・四・二〇、四・三・六、四・閏六・二二、五・九・三、六・六・一八、七・閏一・一、七・六・二八、七・六・二九、靈龜一・二・四、一・四・二三、一・七・二三、一・九・二、一・九・二、二・四・八、二・一一・一九、養老一・二・一八、一・二・二〇、一・三・九、一・四・六、一・一一・一七、二・二・一九、三・四・九、三・五・一五、三・五・一五、三・五・一五、三・七・一三、三・二・一、七、三・一・一・二四、三・二・一・二四、の各条に計六五例所見され、b類は文武一・八・二九、一・

九・九、一・一二・一八、二・二・三、二・二・一五、二・一一・一三、三・八・一一、四・一・一三、四・八・二  
 ○、四・八・二〇、大宝一・三・二九、一・七・二一、一・八・七、一・一二・一〇、二・四・八、三・三・七、三・  
 九・三、三・一〇・二五、三・一〇・二五、慶雲一・一一・一四、二・四・一一、三・一・一二、三・一一・三、四・  
 四・二五、和銅一・一・一一、一・九・二三、二・五・二七、二・九・四、二・九・一二、二・九・二六、四・六・二  
 一、四・一一・二三、五・二・一九、七・閏一・一、靈龜一・六・一三、一・七・一〇、養老一・二・一〇、一・七・  
 二三、一・九・二〇、一・九・二三、一・九・二七、一・一一・一〇、一・一一・一七、一・一一・一二、三・閏七・  
 一一、三・閏七・二八、三・一〇・一七、の各条に計四七例所見される。これからみれば、『続日本紀』の上記期限内  
 における記載のあり様は、少なくも「賜」字の用法に関するかぎり、持統紀よりも天武紀の方に近似性を有していると  
 いえよう。それはともかくとして、持統紀のb類の用法に関して、さらに指摘しておきたいのは、同紀の先掲事例86  
 (班<sub>二</sub>賜) や<sup>164</sup> (仮<sub>二</sub>賜) などにみる連文の(○<sub>二</sub>賜) 事例が天武紀には皆無であること。そしてこうした事例が持統  
 紀にあっては他に<sup>75</sup><sup>89</sup><sup>100</sup><sup>101</sup><sup>154</sup> (賞<sub>二</sub>賜)  $\wedge$  d類<sub>▽</sub>、<sup>87</sup><sup>134</sup> (付<sub>二</sub>賜)  $\wedge$  前者e類<sub>▽</sub>、<sup>96</sup> (加<sub>二</sub>賜)  $\wedge$  c類<sub>▽</sub>、<sup>104</sup> (優<sub>二</sub>賜)  
 $\wedge$  d類<sub>▽</sub>、というように多数見い出されるし、『書紀』の持統紀以外には、(1)「天皇以<sub>二</sub>其酒完<sub>二</sub>班<sub>二</sub>賜軍卒」。<sup>165</sup> (卷三神  
 前紀八月)  $\wedge$  e類<sub>▽</sub>、(2)「增<sub>二</sub>賜多沙城。為<sub>二</sub>往還路駅。」<sup>166</sup> (卷九神功皇后紀)<sub>二</sub>日条  $\wedge$  a類<sub>▽</sub>、(3)「乞降<sub>二</sub>洪恩<sub>二</sub>班<sub>二</sub>賜他命。」<sup>167</sup>  
 (卷十五清寧即位前)  $\wedge$  a類<sub>▽</sub>、(4)「饗<sub>二</sub>賜群臣伴造於朝堂庭。」<sup>168</sup> (卷廿四皇極紀)<sub>二</sub>日条  $\wedge$  h類<sub>▽</sub>、(5)「中間以<sub>二</sub>任那國<sub>二</sub>屬<sub>二</sub>賜  
 百濟。」<sup>169</sup> (元年七月十日条)  $\wedge$  e類<sub>▽</sub>、(6)「以<sub>二</sub>其屯田<sub>二</sub>班<sub>二</sub>賜群臣及伴造等。」<sup>170</sup> (同紀同一年三月十九日条)  $\wedge$  e類<sub>▽</sub>、(7)「饗<sub>二</sub>賜郭  
 務悰等。」<sup>171</sup> (卷廿七天智紀三月十四日条)  $\wedge$  d類<sub>▽</sub>、(8)「饗<sub>二</sub>賜劉德高等。」<sup>172</sup> (同紀四年十一月十三日条)  $\wedge$  d類<sub>▽</sub>、(9)「饗<sub>二</sub>賜蝦夷。」<sup>173</sup> (同紀十年八月十八日条)  
 $\wedge$  d類<sub>▽</sub>とあり、これまた九例中七例<sup>(1)(2)の二例</sup>までが、いわゆる呂口部分に偏向分布していて、ここにも持統紀と  
 件の呂口部分との記載上における緊密な関係を追認しうるのである。

ところで、先掲 a・b 類事例中、持統紀の 111 113 114 122 124 131 139 144 146 148 150 152 153 157 159 160 161 162 の十八例にみる「并賜」は、「書紀」にあっては持統紀のみにしか所見されず、しかもその十八例中の大半を占める○印一〇例が、これまた「書紀」にあっては持統紀のみにしか所見されぬ贈物記事であることも注意を要しよう。

さらに先掲 a・b 類事例中、持統紀の 95 97 110 115 118 120 129 130 142 145 157 169 169 の十三例 (157 169 169 の三例のみが a 類、他の一〇例が b 類) 及び「詔。自今年始於親王下至進位。觀所儲兵。淨冠至直冠。人甲一領 (中略) 軒馬。勤冠至進冠。人大刀一口 (中略) 鞠一枚。如<sub>レ</sub>此預備。」(卷卅持統紀七)、「以正広肆授直大壱布勢朝臣御主人与大伴宿祢御行。增封人二百戸。通前五百戸。並為氏上。」(同紀八年一月二日条)の三例の、計十六例みられるところの「人ごとに」と訓んで、「人につき」の意を表わす「人」字の用法は、「書紀」中、ひとり持統紀のみにしか所見されぬばかりか、先に触れた「統日本紀」の期限内にも全く所見されぬ点で極めて特異なものといえる。しかし、この「人」字の用法が支那正史の本紀ないし帝紀(皇后紀)部分などに多見されることとは周知のことである。たとえば、「後漢書」の該部分にも、その用法は頻見され、しかも天武・持統両紀がともに件の「後漢書」を、その文章作成の典拠資料の一つに仰いでいるにもかかわらず、そうした「人」字の用法がそれら両紀のうち、ひとり持統紀にのみ隨見されるのは、それら天武・持統両紀の記載上における極めて大きな差異点といえよう。

それにさらに、件の持統紀所見の「人」字の用法には、被賜与物の種類が単数にとどまる場合には「賜<sub>レ</sub>被賜与者物」品(件)人物品(件)単位<sub>レ</sub>、被賜与物の種類が複数にわたる場合には「賜<sub>レ</sub>被賜与者人物品(件)物品(件)単位<sub>レ</sub>、物品(件)物品(件)単位<sub>レ</sub>」という文型を採つて各々記載されるという整然とした規則性が認められるけれども、こうした整然とした規則性は、「後漢書」や「漢書」などの支那正史において認められないでの、この点からも持統紀所見の「人」字の用法が、極めて特異なものと言ひ得られるのである。

## 二 「饗」字の用法

天武・持統両紀所見の「饗」字の全例を列記すれば、つぎの通りである。

### 天武紀

(1) 饉 貴干宝等於筑紫。賜 <sub>レ</sub> 祿各有 <sub>レ</sub> 差。即從 <sub>レ</sub> 筑紫返 <sub>レ</sub> 于国。	2 · ⑥ · 24 条	(9) 饉 高麗客卯問等於筑紫。賜 <sub>レ</sub> 祿有 <sub>レ</sub> 差。10 · 4 · 17 条
(2) 饉 金承元等於難波。奏 <sub>レ</sub> 種々樂。賜 <sub>レ</sub> 物各有 <sub>レ</sub> 差。	2 · 9 · 28 条	(10) 饉 新羅客若弼於筑紫。賜 <sub>レ</sub> 祿各有 <sub>レ</sub> 差。10 · 6 · 5 条
(3) 饉 高麗邯子。新羅薩儒等於筑紫大郡。賜 <sub>レ</sub> 祿各有 <sub>レ</sub> 差。	2 · 11 · 21 条	(11) 饉 多祢嶋人等于飛鳥寺西河辺。奏 <sub>レ</sub> 種々樂。
(4) 饉 金風那等於筑紫。即自 <sub>レ</sub> 筑紫歸之。4 · 3 · 14 条	10 · 12 · 10 条	(12) 小錦下河辺臣子首遣 <sub>レ</sub> 筑紫饗 <sub>レ</sub> 新羅客忠平。
(5) 新羅。高羅。二國調使饗 <sub>レ</sub> 於筑紫。賜 <sub>レ</sub> 祿有 <sub>レ</sub> 差。	11 · 1 · 11 条	(13) 饉 金忠平於筑紫。
(6) 饉 多祢嶋人等於飛鳥寺西槻下。	4 · 8 · 28 条	(14) 饉 隼人等於飛鳥寺西。發 <sub>レ</sub> 種々樂。仍賜 <sub>レ</sub> 祿各有 <sub>レ</sub> 差。
(7) 送使珍那等饗 <sub>レ</sub> 于筑紫。即從 <sub>レ</sub> 筑紫歸之。	6 · 2 是月条	道俗悉見之。
(8) 饉 新羅使人項那等於筑紫。賜 <sub>レ</sub> 祿各有 <sub>レ</sub> 差。	6 · 4 · 14 条	11 · 8 · 3 条
(15) 饉 高麗客於筑紫。	13 · 2 · 24 条	(16) 饉 金主山於筑紫。
(17) 饉 金物儒於筑紫。即從 <sub>レ</sub> 筑紫歸之。仍流著新羅人七	14 · 3 · 14 条	(18) 為 <sub>レ</sub> 饗 新羅金智祥遣 <sub>レ</sub> 淨廣肆川内王（中略）直廣肆穗
口。附 <sub>レ</sub> 物儒還之。		
9 · 4 · 25 条		

積朝臣虫麻呂等于筑紫。

朱鳥 1 · 1 是月条

(19) 為饗新羅客等。運川原寺伎樂於筑紫。仍以皇后

宮之私稻五千束納于川原寺。

朱鳥 1 · 4 · 13 条

(20) 饗金智祥等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫退之。

朱鳥 1 · 5 · 29 条

### 持統紀

(21) 以直広參路真人迹見為饗新羅勅使。

1 · 12 · 10 条

(22) 饗霜林等於筑紫館。賜物各有差。

2 · 2 · 10 条

(23) 饗耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜物各有差。

2 · 9 · 23 条

(24) 饗蝦夷男女二百一十二人於飛鳥寺西櫬下。仍授冠位賜物各有差。

2 · 12 · 12 条

(25) 遣使者。詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大

奈末金高訓等。准上送學生土師宿祢甥等送使之例。其慰勞賜物一依詔書。

4 · 10 · 15 条

(26) 饗公卿以下至主典。并賜絹等。各有差。

11 · 1 · 16 条

(27) 饗神祇官長上以下。至神部等。及供奉播磨國。因幡國郡司以下。至百姓男女。并賜絹等。各有差。

5 · 11 · 30 条

(28) 饗公卿等。仍賜衣裳。

6 · 1 · 7 条

(29) 饉公卿以下至初位以上。

6 · 1 · 16 条

(30) 饉祿新羅朴億德於難波館。

6 · 11 · 11 条

(31) 饉公卿大夫等。

7 · 1 · 7 条

(32) 饉公卿等。

8 · 1 · 7 条

(33) 饉百官人等。

8 · 1 · 16 条

(34) 饉公卿大夫於內裏。

8 · 5 · 6 条

(35) 饉公卿大夫於內裏。

9 · 1 · 7 条

(36) 饉百官人等。

9 · 1 · 16 条

(37) 饉隼人大隅。

9 · 5 · 13 条

(38) 饉公卿大夫。

10 · 1 · 7 条

(39) 饉公卿百寮人等。

10 · 1 · 16 条

(40) 饉公卿大夫等。

11 · 1 · 7 条

(41) 饉公卿百寮。

11 · 1 · 16 条

天武・持統両紀所見の「饗」の対象者と場所について眺めてみると、まず天武紀の場合、

対象者	場所	対象者	場所
(1)新羅使者(客)	筑紫	(11)多祢嶋人	飛鳥寺西河辺
(2)新羅使者(客)	難波	(12)新羅使	筑紫
(3)高麗・新羅使者(客)	筑紫大郡	(13)新羅使	筑紫
(4)新羅使者(客)	筑紫	(14)隼人	飛鳥寺西
(5)高麗・新羅使者(客)	筑紫	(15)高麗使	筑紫
(6)多祢嶋人	飛鳥寺西櫻下	(16)新羅使	筑紫
(7)新羅使者(客)	筑紫	(17)新羅使	筑紫
(8)新羅使	筑紫	(18)新羅使	筑紫
(9)高麗使	筑紫	(19)新羅使	筑紫
(10)新羅使	筑紫	(20)新羅使	筑紫

というように、「饗」の対象者では新羅使が(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)(10)(12)(13)(16)(17)(18)(19)(20)の一五例と最も多く、以下、高麗使が(3)(5)(9)(15)の四例、多祢嶋人が(6)(11)の一例、隼人が(14)の一例という具合である。ここにいう高麗が新羅による旧高句麗の再建国であること贅言を要しないので、天武紀の叙述対象範囲とする頃おいに、わが国の外交上、対新羅関係が如何に大きな比重を占めていたかがよく窺い知られよう。

「饗」の場所では、新羅使の場合、(2)の「難波」の一例を除く他の一四例のすべてが「筑紫」である。高麗使の場合、その全四例のすべてが「筑紫」(大郡<sup>(3)</sup>)である。多祢嶋人の二例(6)(11)と、隼人(14)の一例が、ともに「飛鳥寺西」

(櫻下<sup>(6)</sup>、河辺<sup>(11)</sup>) である。

つぎに持統紀の場合、

対象者

場所

対象者

場所

(21) 新羅使  
(22) 新羅使  
(23) 耽羅使

筑紫館

(32) 中央官人  
(33) 中央官人  
(34) 中央官人

(24) 蝦夷  
(25) 新羅使

飛鳥寺西櫻下

(35) 中央官人  
(36) 中央官人  
(37) 隼人

筑紫

(38) 中央官人  
(39) 中央官人  
(40) 中央官人

内裏

(26) 中央官人  
(27) 中央・地方官人、庶民(百姓)  
(28) 中央官人  
(29) 中央官人  
(30) 新羅使  
(31) 中央官人

難波館

(41) 中央官人

と、いうように、「饗」の対象者では中央官人が(26)～(29)、(31)～(36)、(38)～(41)の一四例(当該紀全二一例の約六七%を占める。)と最も多く、以下、新羅使が(21)(22)(25)(30)の四例、耽羅使(23)、蝦夷(24)、地方官人、庶民(百姓)(27)、隼人(37)が各一例という具合である。この持統紀の場合は、上に触れた天武紀の場合に比して新羅使の事例が激減するのに対し、中央官人、それも公卿(26)(28)(29)(31)(32)(34)(35)(38)～(41)の一例)など顯官の事例が新たに多く登場する。

「饗」の場所では、本文に明確な記載を有するか、あるいは本文から窺い知られる(22)～(25)(30)(34)(35)の七例（当該紀全二一例の約三三%を占める。）あるにすぎない。これは、先に触れた天武紀の当該紀全二〇例のすべてに件の場所記載が所見される

のと大きな相違である。そして持統紀所見の場所記載七例についてみると、筑紫（館）が(22)(23)(25)の三例と最も多く、以下、内裏が(34)(35)の二例、飛鳥寺西櫻下が(24)、難波館が(30)の各一例という具合である。そしてこの七例における対象者についてみると、新羅使が(22)(25)(30)の三例と最も多く、以下、中央官人が(34)(35)の二例、耽羅使が(23)、蝦夷が(24)の各一例となつていて。これにより、「饗」の場所記載の乏しい持統紀にあってなお、新羅使への「饗」の場所記載が、他へのそれに比してより多くの事例数を有していることが知られる。しかしながら(25)（持統帝即位年の四年紀）を境にしてそれ以降においては新羅使に替り中央官人が「饗」の主たる対象者となっており、そしてまた、それに対応する「饗」の場所記載も極端に減少しているのである。これは持統紀が(25)を境にしてそれ以前とそれ以後とでは当該記載様態を大きく異にしていて、それ以前はその前紀たる天武紀の記載様態をほぼそのままの形で踏襲しているとみることができよう。こう想定する上において(21)の場所記載を欠く事例は、何ら支障にならぬと思う。というのは、この事例は、近き将来において新羅使を饗應せんとする勅使の差点を記す文の中にみられるので、この文には敢えてその饗應場所まで記す必要性を認めなかつたと考えられるからである。あるいは仮にその必要性を認めたとしても、件の文中にはそうした饗應場所までを盛り込み難いというような事情があつたともみられるからである。

このように持統紀内において、(25)を境にしてその前後両部分の記載様態に大きな差異を認めうるのは、それら前後両部分の依拠史料をも含めたその筆録者の相違性に帰せしめて考えられるべきことであろう。

ところで、現下問題としている「饗」の場所記載の有無につき、それが天武紀以前にあつては如何ようであるかを左掲の当該記載全事例に当たつて検討を加えてみよう（ここに掲げる事例は「饗」の行事が執行されたとする記載に限定してある。また、各事例ごとの「饗」の場所記載の有無につき、下記該当欄に○印をもつて示すと

もに、その所在条を併記する。なお、「饗」の場所記載につき有と判定される事例には、当該場所の明確な記載を有するは勿論のこと、当該場所を知らしめるに足る記載を有するものをも含めてある。

## 記載事例

場所記載  
有 無

所在条

1、月夜見尊受勅而降。已到于保食神許。保食神乃廻首嚮國。

則自口出飯（中略）又嚮山。則毛龜毛柔亦自口出。夫品物悉備。貯之百机而饗之。

2、素戔嗚尊下到於安芸國可愛之川上也。彼處有神。名曰脚摩手摩。其妻名曰稻田宮主簧狹之八箇耳。此神正在姪身。

夫妻共愁。乃告素戔嗚尊曰。我生兒雖多。每生輒有八岐大蛇來吞。不得一存。今吾且產。恐亦見呑。是以哀傷。素戔嗚尊乃教之曰。汝可以衆菓釀酒八甕。吾當為汝殺蛇。二神隨教設酒。至產時必彼大蛇當戶將呑兒焉。素戔嗚尊敕蛇曰。汝是可畏之神。敢不饗乎。乃以八甕酒每口沃入。其蛇飲酒而睡。素戔嗚尊拔劍斬之。

3、（天皇）至筑紫國菟狹。（地名註・訓註略）時有菟狹國造祖号曰菟狹津彥。菟狹津媛。乃於菟狹川上。造一柱騰宮。而奉饗焉。（略）。

45、天皇使徵兄猾及弟猾者（訓註）是兩人菟田縣之魁帥者也。

卷一神代紀上四神出生章第十一ノ一書

卷一神代紀上宝劍出現章第二ノ一書

卷二神武即位前紀甲寅年10・5条

(訓註) 時兄猾不來。弟猾即詣至。因拝軍門而告之曰。臣兄

兄猾之為逆狀。(中略)乃潛伏其兵。權作新宮。而殿內施機。欲因請饗以作難。願知此詐。善為之備。天皇即遣道臣命察其逆狀。時道臣命審知有賊害之心。而大怒。詰噴之曰。虜爾所造屋。爾自居之。(中略)逼令催入。兄猾獲罪於天。事無所辭。乃自蹈機而死。時陳其屍而斬之。流血沒踝。故号其地曰菟田血原。已而弟猾大設牛酒。以勞饗皇師焉。

6、(頭八咫鳥)到弟磯城宅而鳴之曰。天神子召汝。怡笑過。

怡笑過。(註)時弟磯城慄然改容曰。臣聞天庄神至。旦夕

畏懼。善乎鳥。汝鳴之若此者歟。即作葉盤八枚。盛食饗之。

7、亦移居於葉田。(註)葦守宮。時御友別參赴之。則以其

兄弟子孫。為膳夫而奉饗焉。

8、饗高麗客於朝。

9、天皇欲設吳人。(中略)遂於石上高拔原饗吳人。

10、新羅遣弥至己知奈末獻調賦。饗賜邁常。奈末喜歡而罷曰。

(下略)。

卷三神武即位前紀戊午年8·2条

卷十応神紀22·9·10条

卷十一仁德紀12·8·10条

卷十四雄略紀14·4·1条

卷十九欽明紀21·9条

11、新羅遣久礼叱及伐干貢調賦。司賓饗遇禮數減常。及伐干忿恨而罷。

12、遣膳臣傾子於越饗高麗使。(訓註)。

13、饗高麗使者於相樂館。

14、饗唐客等於朝。

15、饗客等於難波大郡。

16、饗使人等於朝。

17、饗百濟客矣。

18、蘇我蝦夷臣為大臣。獨欲定嗣位。顧畏群臣不從。  
則與阿倍麻呂臣議而聚群臣饗於大臣家。

19、饗高麗。百濟客於朝。

20、饗百濟客於朝。

21、饗新羅客於朝。

22、饗高麗。百濟客於難波郡。

23、饗高麗。百濟客。

24、饗百濟使人大佐平智積等於朝。(註)。

25、饗蝦夷於朝。

26、饗二賜群臣伴造於朝堂庭而議授位之事。

卷十九欽明紀22条

卷十九欽明紀31·5条

卷十九欽明紀31·7是月条

卷廿一推古紀16·8·16条

卷廿一推古紀16·9·5条

卷廿一推古紀18·10·17条

卷廿一推古紀23·11·2条

卷廿三舒明即位前紀9条

卷廿三舒明紀2·8·8条

卷廿三舒明紀7·7·7条

卷廿四皇極紀11·11·1条

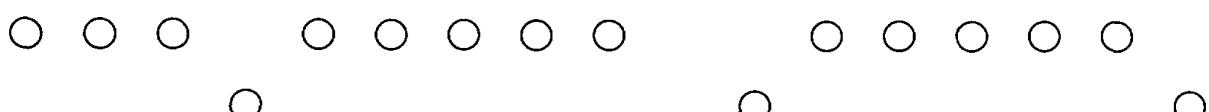
卷廿四皇極紀1·2·22条

卷廿四皇極紀1·2·25条

卷廿四皇極紀1·7·22条

卷廿四皇極紀1·10·12条

卷廿四皇極紀2·10·3条



27、於難波朝饗北（註）蝦夷九十九人。東（略註）蝦夷九十五人。

28、於飛鳥岡本更定宮地。時高麗。百濟。新羅。並遣使進調。

為張紺幕於此宮地而饗焉。

29、作須弥山像於飛鳥寺西。且設盂蘭盆會。暮饗觀貨遷人。

（略註）。

30、遂於有間浜召聚渡嶋蝦夷等大饗而歸。

31、蝦夷二百余詣闕朝獻。饗賜贈給有加於常。

32、甘檮丘東之川上。造須弥山而饗陸奧與越蝦夷。（略註）。

33、阿倍臣簡集飽田。渟代郡蝦夷二百冊一人。（中略）膽振

鉏蝦夷廿人於一所而大饗賜祿。（略註）。

34、於石上池辺作須弥山。高如廟塔。以饗肅慎冊七人。

35、饗賜郭務悰等。

36、饗賜劉德高等。

37、又饗夷。

38、饗賜蝦夷。

39、饗新羅客金押寒等於筑紫。

これにより1～39の三九例中、「有場所記載」（以下、「有記載」と略称する）は1～9、  
所記載」（以下、「無記載」と略称する）は10～11、17～23、29～31、38の一三例ということになり、全体的にみれば、「有記載」が「無記載」の

卷廿六齊明紀1・7・11条

卷廿六齊明紀2是歲條

卷廿六齊明紀3・7・15条

卷廿六齊明紀4・4条

卷廿六齊明紀4・7・4条

卷廿六齊明紀5・3・17条

卷廿六齊明紀5・3是月条

卷廿六齊明紀6・5是月条

卷廿七天智紀3・10・4条

卷廿七天智紀4・11・13条

卷廿七天智紀7・7条

卷廿七天武紀10・8・18条

卷廿八天武紀1・11・24条

卷廿八天武紀10・8・18条

卷廿八天武紀10・8・18条

卷廿八天武紀10・8・18条

○

○ ○ ○ ○ ○

○

○

○

○

二倍の事例数を有していることがわかる。そしてそれら各記載の所見される卷次天皇紀と事例数を一括整理して示すと第2表のようになる。

第2表

卷次 天皇紀	記載	
	有	無
卷一神代紀	2	
卷三神武紀	4	
卷十応神紀	1	
卷十一仁德紀	1	
卷十四雄略紀	1	
卷十九欽明紀	2	2
卷廿二推古紀	3	1
卷廿三舒明紀	4	
卷廿四皇極紀	4	1
卷廿六齊明紀	3	5
卷廿七天智紀		4
卷廿八天武紀	1	
合計	26	13

この第2表より、とくに指摘しておきたいのは、つぎの諸点である。すなわち、①事例数の面で「有記載」の半数しかない「無記載」の存する卷次がひとり卷廿二の一例のみを除けば、他の当該一二例のすべてがいわゆる呂口系列所属の卷次に存すること。②「無記載」の存する卷次には、ひとり卷廿七のみを除いて他はすべて「有記載」をも併存すること。③「有記載」「無記載」双方を併存する卷次のうち、事例数の面で「無記載」が「有記載」を上廻るのは、ひとり卷廿六のみであること。④「有記載」「無記載」双方のうち、後者のみ存するのは、ひとり卷廿七のみであること。

これら①～④により、先に指摘した天武・持統両紀のうち「無記載」事例の卓越する持統紀が、ここにも記載面において呂口系列所属の卷次、とりわけ卷廿六や卷廿七と緊密な関係にあることを追認しうるのである。

なお、上述の「饗」字に深く関わる「宴」字について、その対象者として記されているのは、「饗」のそれに相違して該字五三例中五一例までが国内（邦）人であり、高麗・新羅・百濟などの外国使とするのは、

。宴海表諸蕃使者於朝堂。賜物各有差。

卷十五清寧紀 4・1・7条

。饗百濟使人大佐平智積等於朝。○註乃命健兒相撲於翹岐前。智積等宴畢而退拝翹岐門。

卷廿四

皇極紀 1・7・22条

の僅か二例あるにすぎない。仍つて『書紀』では、饗宴に係わる事柄を記すに原則として、外国使へのそれには「饗」字をもつてし、国内(邦)人へのそれには「宴」字をもつてしたことが知られるのである。

### 三 僧籍者の記載

同一僧籍者で天武・持統両紀に所見されるのは道藏と法藏の両者あるのみである。前者は、

。百濟僧道藏天武紀12・7是月条

。百濟沙門道藏持統紀2・7・20条

とあり、後者は、

。百濟僧法藏天武紀14・10・8条

。法藏法師天武紀14・11・24条

。沙門法藏持統紀6・2・11条

とある。これらの事例により「僧」「法師」「沙門」の各語がともに同義に使用されていることを知りうる。そしてこうしたことは、同一僧籍者が巻次を異にする天皇紀に見出される左記諸事例からも齊しく言いえられるのである。

〔学問僧新漢人日文〕 卷廿二推古紀16・9・11条

〔学問僧〕 僧旻 卷廿三舒明紀4・8条

僧旻僧	沙門旻法師	寺主僧旻	イ
沙門旻法師	寺主僧旻	寺主僧旻	
卷廿五孝德即位前紀条	卷廿五孝德紀大化1・8・8条	卷廿五孝德紀大化1・8・8条	
卷廿五孝德紀白雉1・2・9条	卷廿五孝德紀白雉1・2・9条	卷廿五孝德紀白雉1・2・9条	
卷廿五孝德紀白雉4・5是月条	卷廿五孝德紀白雉4・5是月条	卷廿五孝德紀白雉4・5是月条	
卷廿五孝德紀白雉4・6条	卷廿五孝德紀白雉4・6条	卷廿五孝德紀白雉4・6条	
卷廿二推古紀16・9・11条	卷廿二推古紀16・9・11条	卷廿二推古紀16・9・11条	
卷廿三舒明紀11・9条	卷廿三舒明紀11・9条	卷廿三舒明紀11・9条	
卷廿三舒明紀12・5・5条	卷廿三舒明紀12・5・5条	卷廿三舒明紀12・5・5条	
卷廿五孝德紀白雉3・4・15条	卷廿五孝德紀白雉3・4・15条	卷廿五孝德紀白雉3・4・15条	
卷廿六齊明紀6・7・16条	卷廿六齊明紀6・7・16条	卷廿六齊明紀6・7・16条	
卷廿七天智稱制前紀12条	卷廿七天智稱制前紀12条	卷廿七天智稱制前紀12条	
卷廿七天智紀1・4条	卷廿七天智紀1・4条	卷廿七天智紀1・4条	
高麗沙門道顯	高麗沙門道顯	高麗沙門道顯	ハ
沙門惠隱	惠隱僧	沙門惠隱	口
卷廿六齊明紀7・4条	(学問僧)志賀漢人惠隱	卷廿二推古紀16・9・11条	
卷廿七天智稱制前紀12条	大唐學問僧惠隱	卷廿三舒明紀11・9条	
卷廿七天智紀1・4条	卷廿三舒明紀12・5・5条	卷廿三舒明紀12・5・5条	
卷廿六齊明紀7・4条	卷廿五孝德紀白雉3・4・15条	卷廿五孝德紀白雉3・4・15条	
卷廿七天智稱制前紀12条	卷廿六齊明紀6・7・16条	卷廿六齊明紀6・7・16条	
卷廿七天智紀1・4条	卷廿七天智紀1・4条	卷廿七天智紀1・4条	
沙門道顯	沙門道顯	沙門道顯	
沙門道顯	沙門道顯	沙門道顯	
沙門道顯	沙門道顯	沙門道顯	

さらに、これら諸事例のうちイとハによって、「釈」も「僧」「法師」「沙門」と同義に使用されていることが知られる。およそ「書紀」においては、同義とされているこれらの語が僧籍者の上部に冠せられ、あるいは下部に付せられて、

つぎのごとき各記載形式が採られている（各記載形式の列挙順は該当）。

A形式……沙門十人名

B形式……僧十人名

C形式……学問僧十人名

D形式……人名十法師

E形式……人名十僧

F形式……釈十人名

ここでは、これらA～Fの各記載形式を採る事例が同書に如何ように存在分布するかの分析調査を通して天武・持統両紀の記載上の特色・特異性を追求してみたい。まず、その各記載形式ごとの全事例を列記するとともに、それをわかり易くまとめて示す第3表を掲げておくこととする（僧籍者の下に付す——印は、この部分）。  
に僧籍者名列記のあることを示す。

#### A形式

1、沙門旻法師

2、沙門惠隱

3、沙門惠資

4、沙門智達

5、沙門智達

6、沙門智通

7、沙門智踰

#### 卷廿五孝德即位前紀条

卷廿五孝德紀白雉3・4・15条

卷廿五孝德紀白雉3・4・15条

卷廿六齐明紀3是歲条

卷廿六齐明紀3是歲条

卷廿六齐明紀4・7是月条

卷廿六齐明紀4・7是歲条

8、高麗沙門道顯	卷廿六齊明紀 6・7・16条
9、沙門智祥	卷廿七天智紀 3・10・1条
10、沙門知由	卷廿七天智紀 5是冬条
11、沙門法弁	卷廿七天智紀 7・9・26条
12、沙門道行	卷廿七天智紀 7是歲条
13、沙門道文	卷廿七天智紀 10・11・10条
14、沙門天淳中原瀛真人天皇	卷廿七天智紀 10・11・10条
15、新羅沙門行心	卷廿持統即位前紀条
16、新羅沙門行心	卷廿持統即位前紀条
17、百濟沙門道藏	卷廿持統紀 2・7・20条
18、沙門道信	卷廿持統紀 3・1・9条
19、沙門自得	卷廿持統紀 3・7・1条
20、新羅沙門詮吉	卷廿持統紀 4・2・11条
21、沙門法藏	卷廿持統紀 6・2・11条
22、沙門觀成	卷廿持統紀 6・⑤・4条
23、沙門法鏡	卷廿持統紀 7・1・16条
24、高麗沙門福嘉	卷廿持統紀 7・6・1条
25、沙門法員	卷廿持統紀 7・11・14条

26、大官大寺沙門弁通

B 形式

卷廿持統紀 10 · 11 · 10 条

1、僧曇惠

2、僧道深

3、僧惠總

4、僧贊照律師

5、高麗僧惠慈

6、高麗僧惠慈

7、高麗僧惠慈

8、高麗僧惠慈

9、百濟僧觀勒

10、高麗僧僧隆

11、百濟僧道欣

12、僧曇徵

13、僧惠齊

14、僧惠灌

15、百濟僧道藏  
16、飛鳥寺僧福揚

卷十九欽明紀 15 · 2 条  
卷十九欽明紀 15 · 2 条

卷廿一崇峻紀 1 是歲条

卷廿一崇峻紀 1 是歲条

卷廿一推古紀 1 · 4 · 10 条

卷廿一推古紀 3 · 5 · 10 条

卷廿一推古紀 23 · 11 · 15 条

卷廿一推古紀 29 · 2 是月条

卷廿一推古紀 10 · 10 条

卷廿二推古紀 10 · ⑩ · 15 条

卷廿二推古紀 17 · 4 · 4 条

卷廿二推古紀 18 · 3 条

卷廿二推古紀 31 · 7 条

卷廿二推古紀 33 · 1 · 7 条

卷廿九天武紀 12 · 7 是月条

卷廿九天武紀 13 · ④ · 24 条

17、僧福揚

卷廿九天武紀 13 · ④ · 29 条

18、百濟僧常輝

卷廿九天武紀 14 · 10 · 4 条

19、百濟僧法藏

卷廿九天武紀 14 · 10 · 8 条

C 形式

1、學問僧新漢人日文

卷廿二推古紀 16 · 9 · 11 条

2、學問僧靈雲

卷廿三舒明紀 4 · 8 条

3、大唐學問僧惠隱

卷廿三舒明紀 11 · 9 条

4、大唐學問僧清安

卷廿三舒明紀 12 · 10 · 11 条

5、學問僧道嚴

卷廿五孝德紀白雉 4 · 5 · 12 条

6、學問僧知弁

卷廿五孝德紀白雉 4 · 5 · 12 条

7、學問僧道福

卷廿五孝德紀白雉 4 · 5 · 12 条

8、學問僧惠妙

卷廿五孝德紀白雉 5 · 2 条

9、學問僧觀常

卷廿九天武紀 14 · 5 · 26 条

10、學問僧智隆

卷廿持統紀 1 · 9 · 23 条

11、學問僧明聰

卷廿持統紀 3 · 4 · 20 条

12、學問僧智宗

卷廿持統紀 3 · 6 · 20 条

13、大唐學問僧智宗

卷廿持統紀 4 · 9 · 23 条

14、大唐學問僧智宗

卷廿持統紀 4 · 10 · 10 条

15、學問僧弁通

D形式

卷廿持統紀 7・3・16条

1、德齊法師

2、沙門旻法師

3、沙門猶大法師

4、惠妙法師

5、道登法師

6、僧旻法師

7、旻法師

8、僧旻法師

9、旻法師

10、旻法師

11、玄辨法師

12、法藏法師

E形式

1、百濟觀勒僧

2、觀勒僧

3、僧旻僧

卷廿一崇峻紀 3是歲條  
卷廿五孝德即位前紀條

卷廿五孝德紀大化 1・8・8条

卷廿五孝德紀白雉 1・2・9条

卷廿五孝德紀白雉 1・2・9条

卷廿五孝德紀白雉 4・5是月條

卷廿五孝德紀白雉 4・5是月條

卷廿五孝德紀白雉 4・6条

卷廿五孝德紀白雉 4・6条

卷廿六孝明紀 4・7是月條

卷廿九天武紀 14・11・24条

卷廿二推古紀 32・4・3条  
卷廿一推古紀 32・4・17条  
卷廿三舒明紀 9・2・23条

4、惠隱僧  
5、福林僧  
6、義成僧  
7、飛鳥寺弘聰僧  
8、惠妙僧  
9、惠妙僧  
10、法忍僧  
11、義照僧

F形式

卷廿三舒明紀 12・5・5条  
卷廿九天武紀 2・12・17条  
卷廿九天武紀 2・12・27条  
卷廿九天武紀 9・7・20条  
卷廿九天武紀 9・11・16条  
卷廿九天武紀 9・11・16条  
卷廿九天武紀朱鳥 1・6・28条  
卷廿九天武紀朱鳥 1・6・28条  
卷廿六齊明紀 7・4条  
卷廿七天智即位前紀 12条  
卷廿七天智紀 1・4条

第3表

卷次 天皇紀	A	B	C	D	E	F	合計
卷十九欽明紀	2						2
卷廿一 [用明紀 崇峻紀]	2		1				3
卷廿二推古紀	10	1		2			13
卷廿三舒明紀		3		2			5
卷廿五孝德紀	3		4	9	1		17
卷廿六齊明紀	5			1	1		7
卷廿七天智紀	5				2		7
卷廿八天武紀					1		1
卷廿九天武紀		5	1		7		13
卷卅持統紀	13		6				19
合 計	26	19	15	12	11	4	87

[備考] 卷廿敏達・卷廿四皇極の両紀にはA～Fの記載形式を探る事例が所見されないので、それら両紀は当表より除外してある。

この第3表により、A～Fの六形式中、天武紀にはBCEの三形式、持統紀にはACの二形式が各々所見され、形式種類数の点で、天武紀の方が持統紀より僅かながらも上廻っていることを知りうる。これら両紀に所見される各形式とその事例数のあり様をみると、BE各形式は天武紀に所見されず、C形式は天武紀に所見されるが、持統紀に全く所見されず、逆にA形式は持統紀により多見されるが、天武紀に全く所見されず、C形式は、それら両紀に共通して所見されるものの、天武紀に比して持統紀により多見されるというように、それら両紀に所見される各形式とその事例数のあり様には顕著な対照性が認められる。そしてそれら両紀のうち、天武紀にのみ所見されるBE両形式と、持統紀にのみ所見されるA形式が、各々天武紀以前

の諸天皇紀にあつては如何ように所見されるかというに、①BE両形式のうち、B形式は卷十九欽明（二例）・卷廿一崇峻（二例）・卷廿二推古（一〇例）の三天皇紀に、②E形式は卷廿一推古（二例）・卷廿三舒明（二例）の二天皇紀に、③A形式は卷廿五孝徳（三例）・卷廿六齊明（五例）・卷廿七天智（五例）の三天皇紀に各々所見される。ゆえに①より、B形式は呂系列所属の諸天皇紀よりもイ系列所属のそれに、②③より、E形式はイ系列所属の諸天皇紀のみに、A形式は口系列所属の諸天皇紀のみに各々存在ないし偏向分布することから、ここにも天武紀とイ系列所属の諸天皇紀、持統紀と口系列所属のそれとの記載上における緊密な関係を各々追認しうるのである。

天武紀よりも持統紀に多見されるC形式は、卷廿一推古（一例）、卷廿三舒明（三例）、卷廿五孝徳（四例）の諸天皇紀に各々所見されるので、このC形式とその事例数のあり様からは、記載の上で持統紀と密接な関係にある系列がいざれであるかを必ずしも明確に云々しえないのである。

そこで、天武・持統両紀のみならず『書紀』全般を通して「ホウシ」と訓まれ、あるいはその意をもつ「僧」「法師」「沙門」「釈」のうち、とくに多くの事例数を有する「僧」と「沙門」をとり上げ、記載の上において天武紀と持統紀が各々如何なる系列に所属する諸天皇紀とより緊密な関係にあるかを、いま少しく検討を加えてみようと思う。

第4表

「ホウシ」の表記 卷次天皇紀	僧	沙門
卷十九欽明紀	2	
卷廿敏達紀	1	
卷廿一用明紀 崇峻紀	3	
卷廿二推古紀	31	
卷廿三舒明紀	5	
卷廿四皇極紀	2	
卷廿五孝徳紀	13	7
卷廿六齊明紀		5
卷廿七天智紀		6
卷廿九天武紀	43	
卷卅持統紀	8	19
合計	108	37

[備考] 卷廿八天武紀には当該事例が所見されないので、当紀は当表より除外してある。

「僧」と「沙門」の存在分布を示す第4表により、「ホウシ」の表記として天武紀では「僧」が専用されており（他に「法師」<sup>一例あるのみ。</sup>）、持統紀では「僧」（八例）よりも「沙門」（一九例）が多用されている。この持統紀に多見される「沙門」は、天武紀に全く所見されない。そしてこうした「僧」と「沙門」の『書紀』における存在分布のあり様をみると、持統紀よりも天武紀に頻見される「僧」は、卷十九欽明紀以下卷廿五孝德紀までのいづれの天皇紀にも所見されるが、卷廿二推古紀（三一例）、卷廿三舒明紀（五例）、卷廿五孝德紀（一三例）、とりわけ卷廿二推古紀に多見される。これに対し天武紀には全く所見されずに持統紀に多見される「沙門」は、卷廿五孝德紀以下卷廿七天智紀までの三天皇紀にのみ偏向分布する。よって天武紀トイ系列に所属する諸天皇紀、持統紀と口系列に所属する諸天皇紀とが記載の上で各々密接な関係にあることを、この点からもまた、追認しうるのである。

なお、上記の「僧」と「沙門」に深く関わる表記として「僧尼」があり、これが天武・持統両紀に如何ように所見されるか、この検討を通してこれら両紀の「僧尼」に関する記述内容について若干説述しておきたい。まず、それら両紀所見の「僧尼」の全例を掲げよう。

### △天武紀▽

1、請僧尼二千四百余而大設斎焉。 4・4・5条

閻之狀。  
5、勅曰。凡諸僧尼者。常住寺内。以護三宝。 8・10・13条

2、大旱。遣使四方捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼。祈于三宝。然不雨。由是五穀不登。百姓飢之。 8・10是月条

67、恤京内諸寺貧乏僧尼及百姓。而賑給之。每僧尼各絶四匹（中略）沙弥及白衣各絶二疋。 5是夏条

3、貧乏僧尼施綿布。 9・10・4条

4、勅制僧尼等威儀。及法服之色。并馬從者往ニ末巷 8・3・22条

8、任僧正。僧都。律師。因以勅曰。統ニ領僧尼如

法云々。

12・3・2条

朱鳥1・9・27条

9、始請「僧尼」安<sup>ニ</sup>居于宮中<sup>一</sup>。因簡<sup>ニ</sup>淨行者卅人<sup>一</sup>出家。

14、諸僧尼亦哭於殯庭<sup>一</sup>。

朱鳥1・9・28条

12是夏条

15、僧尼亦哭哀。

朱鳥1・9・29条

10、化<sup>ニ</sup>百濟僧尼及俗人。男女并廿三人。皆安<sup>ニ</sup>置于武藏國<sup>一</sup>。

16、僧尼哭哀之。

朱鳥1・9・30条

13・5・14条

△持統紀▽

11、始請「僧尼」安<sup>ニ</sup>居于宮中<sup>一</sup>。

14・4・15条

17、筑紫大宰獻<sup>ニ</sup>三國。高麗。百濟。新羅百姓男女并僧尼

12、度<sup>ニ</sup>僧尼并一百。因以坐<sup>ニ</sup>百菩薩於宮中<sup>一</sup>。讀<sup>ニ</sup>觀音經

六十二人<sup>一</sup>。

即位前紀⑫条

朱鳥1・8・2条

18、筑紫大宰獻<sup>ニ</sup>投化新羅僧尼及百姓男女廿二人。居于

13、平旦<sup>ニ</sup>諸僧尼發<sup>ニ</sup>哭於殯庭<sup>一</sup>乃退之。

武藏國<sup>一</sup>。賦<sup>ニ</sup>田受<sup>ニ</sup>稟。使<sup>ニ</sup>安<sup>ニ</sup>生業<sup>一</sup>。

1・4・10条

天武・持統両紀所見の「僧尼」について、すぐ気付くのは該表記が天武紀に一六例もあるのに、持統紀には二例しかないというように、その在り方に大きな偏りがみられることである。それに持統紀所見の僅々二例の「僧尼」がともに高麗・百濟・新羅のうちのいずれかの国から献ぜられた者とされているのに対し、天武紀所見一六例の「僧尼」にあつては、僅か10の一例にのみそうした海外の国、すなわち百濟から「化<sup>ニ</sup>」した者がみられるにすぎぬというよう、「僧尼」なる表記の事例数のみならず、その内容においても、それら両紀に記すところは大いに趣を異にしているのである。そのように多くの事例数をもつとともに、その内容においても、海外の国でなく、わが国内により深く関わるとされる「僧尼」についての記述内容をいま少し詳しく窺うに、「僧尼」への物品(件)施(賜)とのことが3と7にみえるが、実は天武・持統両紀にみる諸種の「ホウシ」関係諸記事中にあって、それら両紀に共通し、しかも最も多くの事例数を有するのが件の「ホウシ」への物品(件)施(賜)与記載なのである。そしてこれが天武紀には、上記37の

ほかに、

- ①幸于川原寺。施稻於衆僧。  
14・8・13条
- ②百濟僧常輝封卅戸。是僧寿百歲。  
14・10・4条
- ③遣百濟僧法藏。優婆塞益田直金鍾於美濃。令煎白朮。因以賜純綿布。  
14・10・8条
- ④純綿布以施大官大寺僧等。  
14・12・16条
- ⑤請三綱。律師。及大官大寺知事。佐官。并九僧。以俗供養々之。仍施純綿布。各有差。  
朱鳥1・1・9条
- ⑥三綱。律師。及四寺和上。知事。并現有師位僧等。施御衣。御被各一具。  
朱鳥1・6・16条
- ⑦法忍僧。義照僧為養老各封卅戸。  
朱鳥1・6・28条
- とあり、持統紀には、
- ⑧請集三百龍象大德等於飛鳥寺。奉施袈裟。人別一領。  
1・8・28条
- ⑨賜越蝦夷沙門道信仏像一軀。灌頂幡。鍾鉢各一口。五色綵各五尺。綿五屯（中略）鞍一具。  
3・1・9条
- ⑩詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜下學問僧明聰。觀智等為送新羅師友綿各一百四十斤。  
3・6・20条
- ⑪付賜陸奧蝦夷沙門自得所。請金銅藥師仏像。觀世音菩薩像。各一軀。鍾。娑羅。宝帳。香爐。幡等物。  
3・7・1条
- ⑫⑬以純絲綿布奉施七寺安居沙門三千三百六十三。別為皇太子奉施於二寺安居沙門三百廿九。  
4・7・28条
- ⑭賜陰陽博士沙門法藏。道基銀人廿兩。  
6・2・11条
- ⑮賜沙門觀成純十五匹。綿卅屯。布五十端。美其所造鉛粉。  
6・5・4条

7・1・16条

10・11・10条

(16) 賜<sub>下擬レ</sub>「船瀬沙門法鏡水田三町」。  
 (17) 賜<sub>下擬レ</sub>「遣<sub>上差</sub>新羅使直広肆息長真人老。勤大式大伴宿祢子君等。及學問僧弁通。神觀等絶綿布<sub>上</sub>。各有<sub>レ</sub>差。」

(18) 賜<sub>下擬レ</sub>「大官大寺沙門弁通食封冊戸」。

とある。

これら天武・持統両紀所見の記載につき、(一)被施(賜)与者たる「ホウシ」が固有名詞をもつて記されている(○)か否(×)か。(二)その被施(賜)与物品(件)が具体的な数量単位をもつて記されている(○)か否(×)か、の二事項および「ホウシ」への物品(件)施(賜)与を記すに如何なる文字が用いられているかといった事柄などをわかり易く一括して示すのが第5表である。

第5表

卷次 天皇紀	史料列 挙番号	事 項		用字
		(一)	(二)	
卷廿九天武紀	3	×	×	施
	7	×	○	賑給
	①	×	×	施
	②	○	○	封
	③	○	○	賜
	④	×	×	施
	⑤	×	×	施
卷卅持統紀	⑥	×	○	封
	⑦	○	○	賜
	⑧	×	○	奉
	⑨	○	○	施
	⑩	○	○	賜
	⑪	○	○	賜
	⑫	○	×	付
	⑬	×	×	賜
	⑭	○	○	施
	⑮	○	○	賜
	⑯	○	○	賜
	⑰	○	○	賜
	⑱	○	○	賜

これにより、(1)、(二)両事項ともに○印となつてゐる事例が、天武紀には二例（②⑦）しかないので対して、持統紀には七例（⑨⑩⑪⑯⑮⑯⑯）もあること。つまり、被施（賜）与者たる「ホウシ」が固有名詞をもつて、また、その被施（賜）与物品（件）が具体的な数量単位をもつて各々記されている事例は天武紀よりも持統紀に遙かに多くみられる。と。(2)、「ホウシ」に某かの物品（件）が施（賜）与されることを記す用字として、天武紀では「施」が五例（③①④⑤⑥）と最も多く、以下、「封」（②⑦の一例）、「賑給」（⑦の一例）、「賜」（③の一例）の順となつているのに対し、持統紀では「賜」が八例（⑨⑩⑪⑯付賜⑯⑯⑯）と最も多く、以下、それに「奉施」（⑧⑫⑬の三例）がついでいる。つまり、「ホウシ」への施（賜）与物品（件）を記す用字として、天武紀では「施」が多く「賜」が極めて少ないのである。持統紀では逆に「賜」が極めて多く「施」が少ないと。(3)、天武・持統両紀において固有名詞をもつて記されている被施（賜）与者たる「ホウシ」への施（賜）与物品（件）の記載には、持統紀に卓越するところの「賜」（但し、天武紀の「封」一例⑯を除く。）の文字が、逆に固有名詞をもつて記されていない被施（賜）与者たる「ホウシ」への施（賜）与物品（件）の記載には、天武紀に卓越するところの「施」（但し、同紀の「賑給」の一例を除く。）の文字が各々用いられていること、などを知りうるのである。

一体に、施主・施行（施為）・施餓鬼・布施などという語辞からも知られるように、「ホウシ」または仏（舍）などへの物品（件）施（賜）与の記載として「施」の文字が用いられるのは、まさに相応しく、これが『書紀』全巻を通して前掲史料3①④⑤⑥⑧⑫⑬の八例のほか、

・皇太子亦講「法華經於岡本宮」。天皇大喜之。播磨国水田百町施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

卷廿二推古

・勅。純綿糸布。以施于京内廿四寺各有差。

卷廿九天武紀9・5・1条

紀14是歳条

。以「金光明經一百部」送「置諸國」。必取「毎年正月上玄」讀之。其布施以「當國官物」充之。卷卅持統紀8・5・11条の三例を加えた都合十一例存する。そしてその天武紀に卓越する「施」なる文字が用いられるのは、すべて前記傍線口部分の場合に限られており、持統紀に卓越する「賜」なる文字が用いられるのは、すべて前記傍線イ部分の場合に限られている、という整然とした規則性の存在をも指摘しうるのである。

以上の「ホウシ」あるいは仏（舍）などへの施（賜）与物品（件）記載のほか、天武・持統両紀所見の「ホウシ」に  
関わる諸記載には、同種・同類にして複数の事例をもち、しかもいづれかの天皇紀にしか所見されぬもの（以下、これをす。）ないしはいづれかの天皇紀に極端な偏向分布を示すもの（以下、これを乙記）があり、つぎにこうした事例を掲記して、それら両紀の記載のあり様、別言すれば、それら両紀の史書としての性格如何について考察する資としたい。

### 甲記載

イ造寺司・僧官への就・加・辞任記載

#### △天武紀▽

•以「小紫美濃王。小錦下紀臣訶多麻呂」。拝<sub>下</sub>造<sub>上</sub>高市大寺司。時知事福林僧由<sub>老</sub>辭<sub>知事</sub>。然不<sub>レ</sub>聽焉。  
(註)

2・12・17条

•以「義成僧為小僧都」。是日。更加<sub>佐官</sub>僧。 2・12・27条

•任<sub>レ</sub>僧正。僧都。律師。因以勅曰。統<sub>ニ</sub>領僧尼<sub>レ</sub>如法云々。 12・3・2条

ロ「ホウシ」への統領・制禁記載（前記イ記載の●印事例（とくに）傍線部分）もここに含めうる。

#### △天武紀▽

•勅制<sub>下</sub>僧尼等威儀。及法服之色。并馬從者往<sub>ニ</sub>来巷間<sub>上</sub>之状。

8・10・13条

• 勅曰。凡諸僧尼者。常住寺内。以護三宝。(下略)

8・10是月条

## ハ宮中法会記載

### △天武紀▽

• 始講僧尼安<sup>ニ</sup>居于宮中。因簡淨行者卅人出家。

12是夏条

• 始請僧尼安<sup>ニ</sup>居于宮中。

14・4・15条

• 僧正。僧都等。參<sup>ニ</sup>赴宮中而悔過矣。

朱鳥1・7・2条

• 請一百僧讀金光明經於宮中。

朱鳥1・7・8条

### ニ「ホウシ」の病・死記載

### △天武紀▽

• 飛鳥寺弘聰僧終。遣大津皇子。高市皇子弔之。

9・7・20条

• 遣草壁皇子訊惠妙僧之病。明日惠妙僧終。仍遣三皇子而弔之。

9・11・16条

• 僧福揚自刺頸而死。

13・④・29条

### 乙記載

ホ度者記載(●印事例(とくに傍線部分)  
は前記ハ記載にも含めうる。)

### △天武紀▽

• 皇后体不<sup>レ</sup>予。則為皇后誓願之。初興藥師寺。仍度一百僧。由<sup>レ</sup>是得安平。

9・11・12条

• 天皇病之。因以度一百僧。俄而愈之。

9・11・26条

• 大弁官直大參羽田真人八國病。為之度僧三人。

朱鳥1・3・6条

・為天皇度八十僧。

朱鳥1・8・1条

・度僧尼并一百。因以坐百菩薩於宮中。讀觀世音經二百卷。

朱鳥1・8・2条

△持統紀▽

・為皇女飛鳥度沙門一百四口。

8・8・17条

なお、持統紀には既述の「ホウシ」への施（賜）与記載以外に同種・同類にしてかなり多くの事例をもち、しかも同紀独有ともいうべきものを何ら見出しえない。ただ、學問僧十人名の記載形式を探る事例が、天武紀に僅か、

・高向朝臣麻呂。都努朝臣牛飼等。至自新羅。乃學問僧觀常。雲觀。從至之。（下略）

14・5・26条

の一例しかないので対し、持統紀には、

★新羅遣王子金霜林。級浪金薩摩。及級浪金仁述。大舍蘇陽信等奏請國政。且獻調賦。學問僧智隆附而至焉

（下略） 1・9・23条

★新羅遣級浪金道那等奉弔瀛真人天皇喪。并上送學問僧明聰。觀智等。別獻金銅阿彌陀像。（中略）綵帛。錦綾。 3・4・20条

・詔筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜學問僧明聰。觀智等為送新羅師友綿各一百四十斤上。 3・6・20条

★大唐學問僧智宗。義德。淨願。軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻。從新羅送使大奈末金高訓等。還至筑紫。

4・9・23条

・大唐學問僧智宗等至于京師。

4・10・10条

・賜擬遣新羅使直広肆息長真人老。勤大式大伴宿祢子君等。及學問僧弁通。神叡等純綿布上。各有差。

7・

の六例もある。しかも天武紀の場合、件の学問僧（觀常）が新羅よりわが国に帰還したのは、日本官人に随伴してのことであつたとするのに對し、持統紀の★印事例の場合、件の学問僧（雲觀）が新羅や唐よりわが国に帰還したのは、いずれも新羅使人・送使に隨伴してのことであつたとしている点に大きな相違を認知しうる。いずれにしても、それら両紀における学問僧が遣羅（唐）僧であり、学問僧を冠する固有名詞が天武紀よりも持統紀に格段多く所見されるのも旁注意しておいてよいことであろう。また、このように固有名詞をもつ「ホウシ」の記載が第6表に示すように、叙述対象期間の長い（一七〇ヶ月）天武紀よりも、その短い（一三五ヶ月）持統紀の方に遙かに多く所見されるのも、持統紀における記載上の一つの大きな特色ないし特異性といえよう。

第6表

固有名詞をもつ「ホウシ」									
卷廿九天武紀									
卷卅持統紀									
雲觀	14	9	14	5	26	天渟中原瀛真人天皇 即位前紀	3	1	3
惠妙	14	9	11	5	16	鉄折	6	⑤	4
觀常	1	·	6	·	26	觀成	3	·	4
朱鳥	1	·	12	6	28	觀智	3	4	·
義照	2	·	20	27	条	朱鳥	4	3	·
弘聰	·	·	条	条	·	朱鳥	1	·	10
義成	·	·	24	20	条	朱鳥	1	·	29
弘揚	13	13	12	14	9	行心	10	2	条
道藏	·	·	·	·	2	義徳	23	20	条
常輝	④	④	7	10	7	觀智	6	·	条
福揚	29	29	是月	4	4	朱鳥	4	3	条
淨願	条	条	条	条	条	朱鳥	1	·	条
自得	4	3	9	10	9	朱鳥	1	·	条
	·	·	·	·	·	朱鳥	1	·	条
	9	7	·	·	6	朱鳥	1	·	条
	·	·	·	·	·	朱鳥	1	·	条
	23	1	29	29	23	朱鳥	1	·	条

〔備考〕 各天皇紀における僧名の列記順は五十音順に拠る。

#### 四 行幸・巡行の記載

天武・持統両紀には多くの行幸・巡行記載が所見され、その実状をまとめて示すと第7表のようになる。これによつて窺うに、天武紀には高安城（1）、越智（2）、吉野宮（3）、泊瀬（4）、菟田吾城（5）、犬養連大伴家（6）、朝嬬（7）、新城（8）、鏡姫王之家（9）、京師（10）、広瀬（11）、飛鳥寺（12）、淨土寺（13）、川原寺（14）、白錦後苑（15）への行幸・巡行記載があり、この合計一五例にみる行幸・巡行の行先は、一つとして同一箇所はなく、すべて不同一箇所とされている。この行幸・巡行の主体者たる「天皇」を記すのは、1 2 6 9 10 12 13の七例、それを記さぬのは3 4 5 7 8 11 15の八例で、それを記す例よりも記さぬ例のほうが若干ながら多い。そして帰還、すなわち還宮についての記載がみられるのは合計一五例中、3 4の二例あるのみである。それに3 5 7 8 10 ～ 14の九例には助字「于」がみられる。

第7表

天 皇 紀 記 載 項 目	行幸・巡行の記載	A
1 天皇幸於高安城	4・2・23条	○ ○
2 天皇幸於越智拝後岡本天皇陵	8・3・7条	○ ○ ○
3 幸于吉野宮	8・5・5（甲申）条	車駕還宮 ○ ○
条	8・5・7（丙戌）	
4 幸泊瀬以宴迹鷺淵上（中略）自泊瀬還宮之日看群卿儲細馬於迹見駅家道		
頭皆令馳走	8・8・11条	○ ○ ○
5 幸于菟田吾城	9・3・23条	○ ○ ○
	3	F

		合計	天 紀 武	
6 天皇幸	犬養連大伴家	6	7	天皇幸 朝嬬
于			8	于新城
			9	天皇幸 鏡姫王之家
			10	天皇巡 行于京師
			11	天皇幸 広瀬
			12	天皇幸 飛鳥寺
			13	天皇幸 净土寺
			14	幸 于川原寺
			15	幸 白錦後苑
6 天皇幸	吉野宮	1 天皇幸 吉野宮	14	天皇幸 吉野宮
于		2 天皇幸 吉野宮	11	天皇至 吉野宮
		21 (甲戌) 条	6	3
3 天皇幸	高安城	3 天皇幸 吉野宮	8	1
于		3 · 8 · 4 (甲申) 条	2	
4 天皇幸	于腋上陂	4 天皇幸 吉野宮	13	
于		4 · 2 · 5 条	1	
5 天皇幸	吉野宮	5 天皇幸 吉野宮	4	
于		4 · 2 · 17 (甲子) 条		
6 天皇幸	吉野宮	6 天皇幸 吉野宮		
于		4 · 5 · 3 (戊寅) 条		

7 天皇幸泊瀬	4 · 6 · 6 条
8 天皇幸吉野宮	4 · 8 · 4 (戊申) 条
9 天皇幸紀伊	4 · 9 · 13 条
10 天皇幸吉野宮	4 · 10 · 5 (戊申) 条
11 天皇幸吉野宮	4 · 12 · 12 (甲寅) 条
12 天皇幸藤原	4 · 12 · 19 条
13 天皇幸吉野宮	5 · 1 · 16 (戊子) 条
23 (乙未) 条	5 · 1 · 16 (戊子) 条
14 天皇幸吉野宮	5 · 4 · 16 (丙辰) 条
22 (壬戌) 条	5 · 4 · 16 (丙辰) 条
15 天皇幸吉野宮	5 · 7 · 3 (壬申) 条
(辛巳) 条	5 · 7 · 3 (壬申) 条
16 天皇幸吉野宮	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
17 天皇幸高宮	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
20 (丁巳) 条	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
18 天皇 (中略) 幸伊勢	6 · 1 · 27 条
19 幸吉野宮	6 · 1 · 27 条
6 · 5 · 12 (丙子) 条	6 · 3 · 6 条
車駕還宮	6 · 3 · 20 条
6 · 5 · 16 (庚辰) 条	6 · 5 · 16 (庚辰) 条
9 天皇幸紀伊	4 · 9 · 24 条
10 天皇幸吉野宮	4 · 10 · 12 (甲寅) 条
11 天皇幸吉野宮	4 · 12 · 12 (甲寅) 条
12 天皇幸藤原	4 · 12 · 19 条
13 天皇幸吉野宮	5 · 1 · 16 (戊子) 条
23 (乙未) 条	5 · 1 · 16 (戊子) 条
14 天皇幸吉野宮	5 · 4 · 16 (丙辰) 条
22 (壬戌) 条	5 · 4 · 16 (丙辰) 条
15 天皇幸吉野宮	5 · 7 · 3 (壬申) 条
(辛巳) 条	5 · 7 · 3 (壬申) 条
16 天皇幸吉野宮	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
17 天皇幸高宮	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
20 (丁巳) 条	5 · 10 · 13 (庚戌) 条
18 天皇 (中略) 幸伊勢	6 · 3 · 6 条
19 幸吉野宮	6 · 3 · 20 条
6 · 5 · 12 (丙子) 条	6 · 5 · 16 (庚辰) 条
車駕還宮	6 · 5 · 16 (庚辰) 条
6 · 5 · 16 (庚辰) 条	6 · 5 · 16 (庚辰) 条

○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

5            8            10            7            8            3

持統紀

20	幸_吉野宮	6 · 7 · 9 (壬寅) 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	6 · 7 · 28 (辛酉) 条
21	幸_飛鳥皇女田莊即日還 <sub>レ</sub> 宮	6 · 10 · 12 (癸酉) 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	6 · 10 · 19 (庚辰)
22	幸_吉野宮	(乙未) 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	17 条
23	幸_吉野宮	7 · 3 · 6 (乙未) 条	天皇至 <sub>レ</sub> 自_吉野宮	7 · 3 · 13
	(壬寅) 条			
24	幸_吉野宮	7 · 5 · 1 (己丑) 条	天皇至 <sub>レ</sub> 自_吉野宮	7 · 5 · 7
	(乙未) 条			
25	幸_吉野宮	7 · 7 · 7 (甲午) 条	天皇至 <sub>レ</sub> 自_吉野宮	7 · 7 · 16 (癸酉)
	(卯) 条			
26	幸_藤原宮地	7 · 8 · 1 条		
27	幸_吉野宮	7 · 8 · 17 (甲戌) 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	7 · 8 · 21 (戊寅) 条
28	幸_多武嶺	7 · 9 · 5 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	7 · 9 · 6 条
29	幸_吉野宮	7 · 11 · 5 (庚寅) 条	車駕還 <sub>レ</sub> 宮	7 · 11 · 10 (乙未) 条
30	幸_藤原宮即日還 <sub>レ</sub> 宮	8 · 1 · 21 条		
31	幸_吉野宮	8 · 1 · 24 (戊申) 条		
32	幸_吉野宮	8 · 4 · 7 (庚申) 条	天皇至 <sub>レ</sub> 自_吉野宮	(丁亥) 条
33	幸_吉野宮			

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

6 5 10 7 8 8 20

34	幸	吉野宮	9	・	②	・	8	(丙戌)	条	—	車駕還宮	9	・	②	・	15	(癸巳)	条
35	幸	吉野宮	9	・	3	・	12	(己未)	条	—	天皇至自吉野	9	・	3	・	15		
(壬戌)	条																	
36	幸	吉野宮	9	・	6	・	18	(甲午)	条	—	至自吉野	9	・	6	・	26	(壬寅)	条
37	幸	吉野	9	・	8	・	24	(己亥)	条	—	至自吉野	9	・	8	・	30	(乙巳)	条
38	幸	菟田吉隱	9	・	10	・	11	条	—	至自吉隱	9	・	10	・	12	条		
39	幸	吉野宮	9	・	12	・	5	(戊寅)	条	—	至自吉野	9	・	12	・	13	(丙戌)	条
40	幸	吉野宮	10	・	2	・	3	(乙亥)	条	—	至自吉野	10	・	2	・	13	(乙酉)	条
41	幸	一觀宮	10	・	3	・	3	条										
42	幸	吉野宮	10	・	4	・	28	(己亥)	条	—	至自吉野	10	・	5	・	4	(丙申)	条
43	幸	吉野宮	10	・	6	・	18	(戊子)	条	—	至自吉野	10	・	6	・	26	(己卯)	条
44	幸	吉野宮	11	・	4	・	7	(壬申)	条	—	至自吉野	11	・	4	・	14	(己卯)	条

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	9	7	11	9	7	9	4	8		

合計

18
26
31
13
31

一方、持統紀には吉野宮（12568101113～16192022～25272931～373940424344）、高安城（3）、腋上陂（4）、泊瀬（7）、紀伊（9）、藤原（122630）、高宮（17）、伊勢（18）、飛鳥皇女田莊（21）、多武嶺（28）、菟田吉隱（38）、二櫻宮（41）への行幸記載があり、この合計四四例にみる行幸の行先は、上記のごとくほぼ一二箇所に集約しうる。同一箇所にして事例が複数に及ぶのは吉野宮（三一例）及び藤原（三例）への行幸あるのみである。

ところで、この行幸の主体者たる「天皇」を記すのは1～18の一八例、それを記さぬのは9～44の三六例で、それを記す例よりも記さぬ例の方がかなり多い。しかも、18と19を境にして、それ以前と以後では「天皇」を記す例と記さぬ例が截然と分かたれている。そして帰還、すなわち還宮についての記載がみられるのは191113～2527～303234～40424344の三一例、逆にそれがみられぬのは2～8101226313341の一三例で、該記載のみられる例の方がみられぬ例よりも遙かに多い。それに助字「于」は4に一例みられるのみで、還宮のことを記す合計三一例から、「(車駕)還<sup>レ</sup>宮」とある18～2227～3034の一〇例を差し引いた191113～172324253235～40424344の一一例にはすべて「至<sup>レ</sup>自」なる記載がみられる。

以上が天武・持統両紀所見の行幸・巡行記載に関する様態の梗概であるが、そのうち何といつても顯著にして注目すべきは吉野（宮）への行幸記載が天武紀に一例しかみられぬのに対し、持統紀に三一例もみられることがある。この吉野（宮）への行幸記載は、天武・持統両紀に共通して所見されるとはいえ、それら両紀における該記載の、他余の行幸・巡行記載中に占める割合には、天武紀で合計一五例中の一例（約六・七%）、持統紀で合計四四例中の三一例（約七〇・五%）というようく極めて大きなひらきが認められる。よつて件の吉野（宮）への行幸記載が天武紀よりも持統紀において如何に多く所見されるか、取りも直さず持統天皇が如何に頻々と吉野（宮）へ行幸されたかをよく理会しうるので

ある。そこで、件の両紀所見の吉野（宮）への行幸記載について、いま少しく考察を深めてみようと思う。

天武・持統両紀に共通して所見される吉野（宮）への行幸記載のうち、発輦還宮の両日を併有する事例に注目して、  
発輦から還宮までの所要日数を検してみると、天武紀の一例（3）は三日、持統紀の二三例（<sup>1</sup><sub>3711</sub><sup>3913</sup><sub>40</sub><sup>4216</sup><sub>4319</sub><sup>4420</sup><sub>22</sub><sup>25</sup><sub>27</sub><sup>29</sup><sub>32</sub><sup>34</sup><sub>32</sub>の一例を差引いた三例）にあって五日未満が三例、五日以上一〇日未満が一六例、一〇日以上が四例という具合である。つまり、所要日数についてみれば、持統紀の事例中11の一例のみが、天武紀における事例の三日と同じだけで、持統紀における諸他の事例はすべて四日以上に亘っており、二〇日という長期に及ぶ事例（20の一例）もある。このように所要日数の点で持統紀所載の事例は、天武紀所載のそれを遙かに上廻っているのである。それでは何故に持統紀には斯くまで長期に亘る吉野（宮）への行幸が、しかも頻々と記載されているのであろうか。絮説するまでもなく、それは、鶴野皇女（持統天皇）がその夫君天武先帝を大内陵に埋葬した年の翌二年を皮切りとして、さらに四年の登極後において、その行幸が漸次長期化するとともに、その回数も増加していくた史実を国史、すなわち持統紀がかなり忠実に伝えているからであろう。とすれば、持統天皇にそれ程まで吉野行きを執心させ、かつそれを履行せしめた動機ないし理由は一体如何ようなものであったのか。無論、その内実・真相の何たるかは、こと帝王の御宸襟・御叡慮に関わることなので、これを的確な史料により実証し究明するのは、まずもって不可能なことしなければならぬが、諸種のいわば状況判断により、そのことについて彼此揣摩臆測することは可能である。事実、このことについては、これまでにも諸家によりしばしば論じられてきている。そうした中にあってとりわけ坂本太郎氏の論説（『天武天皇の御製二首』『日本古代史叢考』所収）が大いに参考になる。すなわち坂本氏は「天皇幸于吉野宮時御製歌」の題詞と、その左注に「紀曰、八年乙卯五月庚辰朔甲申、幸于吉野宮」の文をもつ万葉二七番歌「よき人の、よしとよく見て」云々の歌について、そこについ「良人」を『特定の人を指す。それは外ならぬ皇后鶴野皇女のちの持統天皇であると思う。』とした上で、『この御製は天武天皇

が皇后に向かつて古来人々の愛で親しんだ吉野をこれからもよく見なさい。壬申の乱の始まる前には八カ月もここに隠忍の生活を送ったではないか。今の平和な生活に比べて、昔の苦労は忘れ難い。自分の亡き後も、この吉野宮を訪れて、在りし日を偲んでほしい。そういう思いをこめた、皇后への遺詔にも近いものであると思う。もちろん、そうしたことの外に、吉野地方が飛鳥の貴族にとつては、特別に神秘な土地と考えられたことも考えねばならぬ。』と述べるとともに、養老七年夏五月、元正天皇の吉野離宮への行幸に供奉した笠金村の「年のはに かくも見てしか み吉野の 清き河内の たぎつ白波」（万葉九〇八）、「山高み 白木綿花に 落ちたぎつ 滝の河内は 見れど飽かぬかも」（同九〇九）なる二首を掲げて、『こうした（吉野の）清流と、周囲にそそり立つ森厳な山々とは、相まつてこの地に宿る神々のくしげな力を思わせると共に、それをうしはく現人神たる天皇のみいづを仰がせるのである。天武天皇の跡を継いで皇位に昇つた持統天皇にとって、こうした吉野の山河と夫君と苦難を味わつた歴史の上に、とくに夫君から吉野をよく見るようにと言ひ残された事実があれば、持統天皇の異常とも思われる吉野行幸の頻繁さが首肯されるのではないか。』（括弧内は引用者補）と説かれている。私はこうした坂本氏の所説を十分に踏まえた上で、さらに例の天武天皇による「よき人のよしとよく見て」云々なる御製歌が、その八年五月における吉野行幸の折のものであること、そしてこの八年五月の吉野への行幸が、天武紀所見の同地への行幸記載として唯一の事例であること、しかもその八年五月に同天皇・鶴野皇后と六皇子との間でいわゆる吉野の盟約が取り交わされており、この盟約のもつ史的意義が如何なるものであるかといったこと、等々を加味考慮する時に、持統天皇の御叡襟をあれ程までに吉野へ駆立てしめた動機ないし理由の何たるかをより一層鮮明な形で捉えうるよう思うのである。

ところで、その盟約の史的意義については、寺西貞弘氏の所説（「鶴野皇后と吉野の盟約」日本書紀研究第十五冊所収）が極めて有益である。

寺西氏は、鶴野皇女の立場が天武八年五月の吉野における盟約を境にして大きく変化していることを『書紀』の内証的

考察から明らかにして、この盟約を機に彼女は、皇室の全皇子の母、つまり、内治を掌る皇后の地位の実質をほぼ獲得したとされるのである。鶴野皇女をして皇后としての地位の実質をほぼ獲得せしめた件の吉野での盟約が取り交わされた、その天武八年五月の同紀に所見される唯一の吉野宮への行幸記載と、後に天武天皇崩御後に持統天皇として洪緒を承纂し、その治世中にしばしば履行された吉野（宮）への行幸をば、ほぼ忠実に記し止める国史、すなわち持統紀の当該記載とが各々掛けられている条の日付干支に改めて注目してみたい。

まず天武紀に所見される唯一例の3についてみると、それは甲申で申の日とされている。

つぎに持統紀に所見される該記載全三例についてみると、

事 例	番 号	先掲表の 列挙番号	日付干支
11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1			
16 15 14 13 11 10 8 6 5 2 1			
庚戌 壬申 丙辰 戊子 甲寅 戊申 戊寅 甲子 甲申 辛未			
事 例	番 号	先掲表の 列挙番号	日付干支
22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12			
33 32 31 29 27 25 24 23 22 20 19			
乙酉 庚申 戊申 庚寅 甲午 甲戌 己丑 癸酉 壬寅 丙子			
事 例	番 号	先掲表の 列挙番号	日付干支
31 30 29 28 27 26 25 24 23			
44 43 42 40 39 37 36 35 34			
壬申 戊子 己亥 乙亥 戊寅 己亥 甲午 己未 丙戌			

となつて、三一例中、申の日が281015313244の七例と最も多く、以下、寅の日が611202939の五例、子の日が5131943の四例、未の日が12335、戌の日が162734、亥の日が374042の各三例、酉の日が2233、午の日が2536の各二例、辰の日が14、丑の日が24の各一例とつづいている。これにより、天武紀所見の唯一例たる3が甲申の申の日であり、この申の日が、持統紀所見の吉野（宮）への行幸記載にあって、諸他の日付干支よりも事例数の上で最も多いことを知りうるものである。しかも、天武紀所見の唯一例たる3の甲申と全く同じ日付干支が持統紀に2（三年八月四日条）の一例みられる。

この三年八月四日というのは、その約四ヶ月前の四月十三日に皇太子草壁皇子尊が薨逝し、また約一ヶ月前の六月二十九日にいわゆる淨御原令が班布されるというように、時の政局に極めて重要な意味をもつ出来事が続いた直後のことであつた。わけても皇太子草壁皇子の薨逝は、彼が鷦野皇女の最愛の息子であり、しかも次期皇位繼承予定者とされていただけに、その実母たる鷦野皇女の失望と落胆は計り知れぬものがあつたに相違ない。しかし当時の彼女は、まさしく政教両界での最高の権威・権力者であり、かつ指導者でもあつたので、いつまでも悲歎にかきくれてばかりはおられず、あたうかぎり早くそうした状態を克服しなければならぬ境涯にあつたのである。そこで、こうした悲しみ、愁いの心を癒して、自らが帝王となるべく、そしてその帝王としての地位に伴う責務遂行の心を鼓舞するとともに、さらにそれを一層搖るぎない強手なものならしめるためには、天武八年の昔に、始めて内治を掌る皇后としてその地位の実質を獲得し、もつて自らの存在とその立場とを公的に宣示した場である、神聖な吉野の地へ赴くに若くはなしと覚られたに違ひなかろう。したがつて此度の重要な意味をもつ三年八月の吉野行きは、その進發日（甲申）を、天武八年五月の甲申の日に合わせて履行されたものと思料されるのである。と同時に即位して後、しばしば履行された吉野行幸の発輦の日として、件の申の日が他余の日に較べて最も多いのは、行幸主体者たる持統天皇のこうした御観情に出する場合が多かつたことに拠ると解せよう。公私ともに多忙を極め、また厳しい時局の中につけて、諸多の業務をよく消化し、日程をい

ろいろ遣り繰りして履行されたとみられる持統天皇の行幸であるだけに、必ずしも、その発輦の日が己が意に添いうることは限らず、やむなく申の日以外になることも度々あつたことであろう。

上に触れたごとく度重なる持統天皇の吉野行幸の動機や理由として坂本氏が説かれたように、夫君天武天皇のいわば遺詔によるとする。あるいは幽遂境でもある吉野地方それ自体がもつ靈威・靈力を己が身に付着せしめるとともに、その靈地に鎮まります神々をうしはくためといふことも考えられよう。あるいはまた、その風光明媚を愛でて心を癒し慰めつつ夫君天武天皇のことや、夫君に関わるさまざまな人物・事物・事柄、等々について心静かに回想するためといふこともまた考えられよう。しかしながら持統紀にみる多くの吉野への行幸記載にあつて、その発輦を申の日とする事例が最も卓越する事実、そして何にもまして持統天皇の大御心を打ちのめしたに相違ない皇太子草壁皇子尊の薨逝（三年四月十三日）直後に履行された吉野行きの発輦が甲申の日とされ、そしてさらに、皇室の重鎮として、また輔弼の臣として持統天皇に最も頼りにされていたとみられる後皇子尊、すなわち高市皇子命の薨逝（十年七月十日）後に履行された吉野行きの発輦が、これまた申の日とされていることからみて、持統天皇の度重なる吉野への行幸は、天武八年五月の甲申を発輦の日とする吉野行きの際の、いわゆる天武天皇・鷦野皇后共治体制確立以来、皇后鷦野皇女として、さらには持統天皇として、そのあるべき姿勢・心構えを鼓舞し、かつ昂揚させることを主目的として履行される場合が多かつたのではないかと考えられてくるのである。ことによると、幾多の吉野行きの中には、天武八年五月の吉野行きに行をともにした皇子たちのうち、その後も健在で随行可能な者が随行し、当聖地にて持統天皇とそれら諸皇子たちが往昔の盟約遵守の精神、すなわち天皇の下に各皇子たちが結束協力して、皇室内の紛争を起こすこと無き旨の精神を確認し合うというようなこともあつたのではないかと思うのである。

## 五 授位の記載

天武・持統兩紀所見の授位記載に着目すると、これを左記の四形式に分類整理しえよう。

A 形式………被授位者授官位（位階）（位）

A' 形式………授官位（位階）位

B 形式………以官位（位階）授被授位者

B' 形式………授被授位者

いま、それら兩紀所見の該記載の全例を列記するとともに、各事例ごとにその分類形式を付記すれば次のようになる。

### 天武紀

①、対馬国司守忍海造大国言。銀始出<sub>于当国</sub>。即貢上。

………A

10・12・29条

由<sub>是</sub>大國授<sub>小錦下位</sub>。………A 3・3・7条

⑦、大山上舍人連糠虫授<sub>小錦下位</sub>。………A

11・1・9条

②③、勅。大博士百濟人率丹授<sub>大山下位</sub>。因以封<sub>卅戸</sub>。  
是日倭畫師音檣授<sub>小山下位</sub>。乃封<sub>廿戸</sub>。………

⑧⑨⑩⑪、草壁皇子尊授<sub>淨廣式位</sub>。大津皇子忍壁皇子授<sub>淨大式位</sub>。  
高市皇子授<sub>淨廣式位</sub>。川島皇子忍壁皇子授<sub>淨大式位</sub>。

14・1・21条

A A 6・5・3条

14・1・21条

④、朴井連子麻呂授<sub>小錦下位</sub>。………A 9・7・17条

14・1・21条

⑫、御<sub>大安殿</sub>侍臣六人授<sub>勤位</sub>。………A

14・1・21条

⑤、大山上草香部吉士大形授<sub>小錦下位</sub>。仍賜<sub>姓曰</sub>難波連。………A

14・1・21条

朱鳥1・2・4条

⑯、勅選諸國司有功者九人授<sub>勤位</sub>。………A

14・1・21条

⑯、田中臣鍛師（中略）書直智德并壹拾人授<sub>小錦下位</sub>。

朱鳥1・2・5条

(14)、侍医桑原村主 <sub>詞都授</sub> <sub>直広肆</sub> 。因以賜レ姓曰 <sub>レ</sub> 連。……	朱鳥1・4・8条	… A	7・6・4条
(15)、侍医百濟人億仁病之臨 <sub>レ</sub> 死。則授 <sub>勤大壹位</sub> 仍封 <sub>一</sub> 百戸。…… A	朱鳥1・5・9条	… A	8・1・2条
持統紀			
(16)、以 <sub>追広參</sub> 授 <sub>下捉</sub> 偽兵衛広山 <sub>兵衛生部連虎上</sub> 。…… B	3・7・20条		
(17)、以 <sub>直広壹</sub> 授 <sub>直広式丹比真人嶋</sub> 。增 <sub>封一百戸</sub> 通 <sub>前。</sub> …… B	3・8・27条		
(18)、以 <sub>正広參</sub> 授 <sub>丹比嶋真人</sub> 為 <sub>右大臣</sub> 。…… B	4・7・5条		
(19)、授 <sub>宮人位記</sub> 。…… B	5・2・1条		
(20)、授 <sub>山田史御形務広肆</sub> 。…… B	6・10・11条		
(21)(22)、以 <sub>淨広壹</sub> 授 <sub>皇子高市</sub> 。淨広式授 <sub>皇子長与皇子弓削</sub> 。…… BB	B		
(23)、以 <sub>直広肆</sub> 授 <sub>引田朝臣広目</sub> (中略)紀朝臣麿七人。…… B	10・5・8条		
(24)、以 <sub>正広肆</sub> 授 <sub>直大壹布勢朝臣御主人与二大伴宿祢御行</sub> 。…… B	8・1・2条		
(25)、以 <sub>務広肆等位</sub> 授 <sub>大唐七人与肅慎一人</sub> 。…… B	8・1・23条		

これにより、A形式は①～⑯の一四例、A形式は⑰の一例、B形式は⑯～⑲⑳～㉒の一五例、B形式は㉓～㉕㉗～㉙の一五例、B形式は㉖㉘～㉚㉛～㉚㉛の二例あり、そして①～⑯の一五例が天武紀に、㉖～㉕㉗～㉙の一七例が持統紀に各々属することから、天武紀はA形式を基本とし、

その際、必ず「授官位（位階）位」の形を採るのに対し、持統紀はB形式を基本とし、その際、必ず「授被授位者」の形を採ること。また、天武紀ではその全一五例中、⑯の一例を除いて他はすべて「授官位（位階）位」というように官位（位階）の直下に「位」字を付記しているが、持統紀ではその全一七例中、⑯⑰の二例を除く「（以）官位（位階）授被授位者」の形式を採る一五例にあっては官位（位階）の直下に「位」字を付記していない（も官位（位階）の直下に「位」字を付記していない。〔そうした形式を採らぬ〕<sup>⑳</sup>）。こと、等を指摘しうるのである。

ところで、天武紀以前における授位記載が、先記したA、A'、B、B'四形式のうち、いずれの形式を採っているかを吟味してみるに、

12、以小德授百濟質達率長福。中客以下授位一

A

級。賜物各有差。……BA

卷廿四皇極紀 1・8・13条

3、私授紫冠於子入鹿擬大臣位。……A

卷廿五孝德紀白雉 1・2・15条

8、以紫冠授中臣鎌足連。……B

卷廿四皇極紀 2・10・6条

4、以大錦冠授中臣鎌子連為内臣。……B

卷廿五孝德即位前紀  
上。……BB

戸賜姓為吳氏。授小乙上副使吉士駒以小山

9 10、授小山上大使吉士長丹以小華下。賜封三百

5 6、於小紫巨勢德陀古臣授大紫為左大臣。於小

紫大伴長德連<sup>(註)</sup>授大紫為右大臣。……AA

卷廿五孝德紀大化 5・4・20条

11、授棚養蝦夷九人。津刈蝦夷六人冠各二階。……B

卷廿六齊明紀 1・7・11条

12、授恩荷以小乙上。……B'

卷廿六齊明紀 4・4条

7、褒<sup>ニ</sup>美國司草壁連醜經授大山并大給祿。……

13 16、授棚養蝦夷二人位一階。渟代郡大領沙尼具那小

乙下。〔註〕少領宇婆左健武。勇健者二人位一階。

(中略) 授津輕郡大領馬武大乙上。少領青蒜小乙下。

勇健者二人位一階。〔中略〕授都岐沙羅棚造

〔註〕

位二階。判官位一階。授淳足棚造大伴君稻積小乙

下。……B' B' B' B' 卷廿六齊明紀 4 · 7 · 4 条

17、授道奥与越國司位各二階。郡領与主政各一階上。……

……B' B' B' B' 卷廿六齊明紀 5 · 3 是月条

18、以織冠授於百濟王子豐璋。……B

卷廿七天智即位前紀 9 条

19、授鬼室集斯小錦下。〔註〕……B

というように、卷廿四皇極紀にB(1)、A(2)、A'(3)、卷廿五孝德紀にB(4~8)、A(5~7)、B'(9~10)、卷廿六齊明紀にB(11~17)、卷廿七天智紀にB(18~21~25)、B'(19)、A'(20)の形式が各々所見される。これにより、卷廿四皇極紀と卷廿五孝德紀にあっては、トータルとしてA,A'形式の事例数(五例)とB,B'形式のそれ(五例)とがともに相等しく、それら各形式のいずれもが所見されること。卷廿六齊明紀にあっては、その七例のすべてがB形式であること。卷廿七天智紀にあっては、その全八例のうち六例までがB形式、残余の一例がA形式とB形式であること、等を知りうる。

以上の諸天皇紀にあってB形式への傾向が最も強いのは卷廿七天智紀で、それに準ずるのは卷廿六齊明紀ということになる。そして件のB形式への傾向の強さから先に指摘した卷廿持統紀と、口系列に所属する諸天皇紀、中に就き、卷

卷廿七天智紀 4 · 2 是月条

20、授大織冠与大臣位。仍賜姓為藤原氏。……A

卷廿七天智紀 8 · 10 · 15 条

21、25、以大錦下授佐平余自信。沙宅紹明。〔註〕以

小錦下授鬼室集斯。〔註〕以大山下授達率谷那

晋首(中略)鬼室集信。〔註〕以小山上授達率德

頂上。〔中略〕角福牟。〔註〕以小山下授余達率等

五十餘人也。……BBBBBB

卷廿七天智紀 10 · 1 是月条

廿七天智紀及び卷廿六齊明紀との記載上の緊密な関係をここにも追認しうるのである。

なお、「官位（位階）位」なる形式を採る記載は、本節で取り上げてゐる授位のそれ以外においても所見される。すなわち、

1、鞍作鳥（中略）賜<sub>二</sub>大仁位<sub>一</sub>。

（中略）當<sub>二</sub>其國之佐平位<sub>一</sub>。

卷廿二推古紀14・5・5条

2、工人大山位倭漢直荒田井比羅夫。

卷廿五孝德紀大化3是歲條

3、遣<sub>二</sub>内小七位阿曇連稻敷於筑紫<sub>一</sub>。

卷廿八天武紀1・3・18条

4、選<sub>二</sub>諸有功勲者<sub>一</sub>增<sub>二</sub>加冠位<sub>一</sub>。仍賜<sub>二</sub>小山位以上<sub>一</sub>各

有差。

卷廿八天武紀1・12・4条

5、大錦上坂本財臣卒。由<sub>二</sub>壬申之勞<sub>一</sub>贈<sub>二</sub>小紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀2・5・29条

6・7、大錦下百濟沙宅昭明卒。（中略）天皇驚之。降恩。

以贈<sub>二</sub>外小紫位<sub>一</sub>。重賜<sub>二</sub>本国大佐平位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀2・⑥・6条

8、在<sub>レ</sub>國王及使者久麻芸等肇賜爵位。其爵者大乙上。

14、村国連雄依卒。（中略）贈<sub>二</sub>外小紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀5・7是月條

卷廿九天武紀2・8・25条

9、百濟王昌成薨。贈<sub>二</sub>此小紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀3・1・10条

10、紀臣阿閉麻呂卒。（中略）贈<sub>二</sub>大紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀3・2・28条

11、大分君惠尺病將死。天皇大驚詔曰。（中略）仍騰<sub>二</sub>外<sub>一</sub>

小紫位。未<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>數日。薨<sub>二</sub>于私家<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀4・6・23条

12、詔曰。凡任<sub>二</sub>國司<sub>一</sub>者。除<sub>二</sub>畿内及陸奥。長門<sub>一</sub>。以外皆任<sub>二</sub>大山位以下人。卷廿九天武紀5・1・25条

13、物部雄君連忽發病而卒。（中略）贈<sub>二</sub>内大紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀5・6条

15、大三輪真上田子人君卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>内小紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 5 · 8 是月条

卷廿九天武紀 10 · 10 · 25 条

16、坂田公雷卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大紫位<sub>一</sub>。

25、大山位以下者皆親乘之。 卷廿九天武紀 10 · 10 是月条

26、小錦下舍人連糠虫卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦上位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 5 · 9 是月条

卷廿九天武紀 11 · 2 是月条

17、紀臣堅麻呂卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦上位<sub>一</sub>。

27、土師連真敷卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦上位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 8 · 2 · 3 条

卷廿九天武紀 11 · 3 是月条

18、兵衛大分君稚見死。 (中略) 贈<sub>二</sub>外小錦上位<sub>一</sub>。

28、(膳臣) 摩漏。 (中略) 贈<sub>二</sub>大紫位及祿<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 8 · 3 · 6 条

卷廿九天武紀 11 · 7 · 21 条

19、吉備大宰石川王病之。 薫<sub>二</sub>於吉備<sub>一</sub>。 (中略) 贈<sub>二</sub>諸王<sub>一</sub>。

29、大伴連望多薨。 (中略) 贈<sub>二</sub>大紫位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 8 · 3 · 9 条

卷廿九天武紀 12 · 6 · 3 条

20、大錦下秦造綱手卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦上位<sub>一</sub>。

30、大伴連吹負卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦中位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 9 · 5 · 21 条

卷廿九天武紀 12 · 8 · 5 条

21、小錦中星川臣麻呂卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大紫位<sub>一</sub>。

31、直大參當麻真人広麻呂卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>直大壹位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 9 · 5 · 27 条

卷廿九天武紀 14 · 5 · 19 条

22、小錦下三宅連石床卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>大錦下位<sub>一</sub>。

32、羽田真人八国卒。 (中略) 贈<sub>二</sub>直大壹位<sub>一</sub>。

卷廿九天武紀 9 · 7 · 23 条

卷廿九天武紀 11 · 3 · 25 条

23、小紫位当麻公豊浜薨。

卷廿九天武紀 10 · 2 · 30 条

33、櫻本村主勝麻呂賜姓曰連。仍加勤大壹位。

卷廿九天武紀 11 · 6 · 1 条

24、詔曰。大山位以下。小建以上人等各述意見。

34、仮ノ賜正広參位・右大臣丹比真人資人一百廿人。正広

直広・武藤原朝臣不比等並五十人。

肆大納言阿倍朝臣御主人。(中略) 直広壱石上朝臣曆。

卷廿持統紀 10・10・22 条

のように、卷廿一推古紀に1の一例、卷廿五孝德紀に2の一例、卷廿八天武紀に3・4の一例、卷廿九天武紀に5・33の一例、卷卅持統紀に34の一例(この一例とて、当該事例中の阿倍朝臣御主人以下において「位」字が付記され、そのほんどんと(三四例中二十九例(約八五%))が卷廿九天武紀に偏向分布している。このことからも卷廿九天武紀と卷卅持統紀との記載上の極端な対照性を指摘しうるのである。そしてこうしたことを最も象徴的に示すのが、それら両紀所見の某人物の薨卒に關わる贈位記載なのである。詳言すれば、天武紀所見の「官位(位階)」の直下に付記されている「位」字二九例にあつて、それが贈位記載中に所見されるのは5・79・11・13・23・26・32の一四例で、實にその約八三%をも占めている。これに対し持統紀にみる当該記載一〇例にあつては、

△以贈位贈被贈位者。并賜轉物。▽型

△以直大式贈佐伯宿祢大目。并賜轉物。 5・9・23条

△以正広參贈百濟王善光。并賜轉物。 7・1・15条

△以直広參贈蚊屋忌寸木間。并賜轉物。 7・9・16条

△以淨大肆贈筑紫大宰率河内王。并賜轉物。 8・4・5条

△以直広參贈賀茂朝臣蝦夷。并賜轉物。 (略註) 9・4・17条

△以直大肆贈文忌寸赤磨。并賜轉物。 (略註) 9・4・17条

△以直広肆贈大狹連百枝。并賜轉物。 10・5・13条

△以直大壹贈若桜部朝臣五百瀬。并賜轉物。 10・9・15条

△贈△被贈位者贈位。△并賜△聘物。△型

△贈△大伴宿祢友国直大式。△并賜△聘物。

6・4・2条

△贈△文忌寸智德直大壹。△并賜△聘物。

6・5・20条

というよう、決して贈位の直下に「位」字が付記されていないし、また、天武紀の当該記載には決してみられぬ「(并賜) 聘物」なる記載がその一〇例のすべてにみられるのである。これにより、それら卷廿九天武紀と卷卅持統紀の記載上の極めて顯著な対照性の一斑を件の贈位記載において認めうるのである。

## 六 竜田・広瀬祭の記載

稻穀の豊稔と風害の防止を祈禱して祭祀する竜田・広瀬祭に関わる天武・持統両紀所見記載について検討を加えてみよう。

まず、当該記載の全例を掲記すると、つぎのようになる。

### 天武紀

- |  |   |         |
|--|---|---------|
| 1、遣 <small>二</small> 小紫美濃王。小錦下佐伯連廣足 <small>祠</small> 風神于竜田立野。遣 <small>二</small> 小錦中間人連大蓋。大山中曾祢連韓犬 <small>祭</small> 大忌神於廣瀬河曲。 | 4、祭 <small>一</small> 竜田風神。広瀬大忌 <small>神</small> 。 | 6・7・3条  |
| 2、祭 <small>二</small> 竜田風神。広瀬大忌神。   | 5、祭 <small>一</small> 広瀬竜田神。                       | 8・4・9条  |
| 3、祭 <small>二</small> 竜田風神。広瀬大忌神。   | 6、祭 <small>一</small> 広瀬竜田神。                       | 8・7・14条 |
| 5・7・16条  | 7、祭 <small>一</small> 広瀬竜田神。                       | 9・4・10条 |
| 9、祭 <small>一</small> 広瀬竜田神。  | 8、祭 <small>一</small> 広瀬竜田神。                       | 9・7・8条  |
| 10・4・2条  |   |         |

10、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	10・7・10条	23、遣使者 <sub>一</sub> 祭 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	5・7・15条
11、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	11・4・9条	24、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	6・4・19条
12、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	11・7・11条	25、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬与 <sub>一</sub> 竜田。	6・7・11条
13、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	12・4・21条	26、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	7・4・17条
14、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	12・7・20条	27、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	7・7・12条
15、祭 <sub>二</sub> 広瀬大忌神竜田風神。	13・4・13条	28、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	8・4・13条
16、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	13・7・9条	29、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	8・7・15条
17、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	14・4・12条	30、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	9・4・9条
18、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	14・7・21条	31、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	9・7・23条
19、祭 <sub>二</sub> 広瀬竜田神。	朱鳥 1・7・16条	32、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	10・4・10条
持統紀		33、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	10・7・8条
20、遣使者 <sub>一</sub> 祭 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	4・4・3条	34、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬与 <sub>一</sub> 竜田。	11・4・14条
21、遣使者 <sub>一</sub> 祭 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	4・7・18条	35、遣使者 <sub>一</sub> 祀 <sub>三</sub> 広瀬与 <sub>一</sub> 竜田。	11・7・12条
22、遣使者 <sub>一</sub> 祭 <sub>三</sub> 広瀬大忌神与 <sub>一</sub> 竜田風神。	5・4・11条		

これらの列記事例から、およそつぎのような事柄を指摘しえよう。

一、天武紀所見の一九例中、1の一例のみに竜田風神と広瀬大忌神への派遣使者が固有名詞をもつて記されており、前者の神へは小紫美濃王、小錦下佐伯連広足両者が、後者の神へは小錦中間人連大蓋、大山中曾祢連韓犬両者が各々派遣されたとしている。しかしながらこうした派遣使者が官位を冠し、固有名詞をもつて記されているのは、その後、

持統紀の35の事例まで全く所見されない。

二、1から4まではすべて竜田、広瀬の順であるが、5以降持統紀の35まではすべてその逆の広瀬、竜田の順となつている。これは4と5、つまり天武六年七月と同八年四月の間の或る時期に、それら両神の神位・神格の尊卑高低に逆転現象のあつたらしいことを示唆する徵証とも解せよう。

三、「マツル」の表記として、1～23まではすべて「祭」字（ただし、1には「祭」字のほか「祠」字も用いられている。）が、24～35まではすべて「祀」字が各々用いられている。この「祭」字から「祀」字への替り目に「遣<sub>下</sub>」使者<sub>中</sub>祭<sub>上</sub>竜田風神。信濃須波。水内等神<sub>上</sub>。（5・8・23条）なる記載がある。ここにはその先後の条に所見されぬ信濃須波、水内等の神祭のことが記されている。

四、「遣<sub>下</sub>使者」あるいは「遣<sub>下</sub>使」と記すのは20以降35まで、つまり持統紀のみであり、そのうち前者は21～35の一九例、後者は20の一例あるのみである。

五、天武・持統両紀における竜田・広瀬祭の記載は、ともに四年紀から、そしてそれら両紀の叙述する最終年たる朱元年（天武紀の場合）と十一年（持統紀）まで各々所見される。その間、天武紀の四年七月、六年四月、七年四・七両月、朱鳥元年四月を除き、天武・持統両紀とも毎年四月と七月に当該記載がある。

以上一一五のうち、ここではとくに五に関して若干説述してみるに、持統紀の場合、皇后鷦<sub>中</sub>野<sub>上</sub>皇女の即天皇位が四年で、それ以前に当該記載が所見されぬのは、それら竜田・広瀬両神への使者派遣の史実そのものがなかつたからとも、あるいは、称制二年十一月に天武先帝を大内陵に埋葬して、その翌三年から、それ以前の天武天皇治世下や、それ以後の持統天皇治世下におけると同様に、そうした使者派遣の史実があつたにもかかわらず、それが持統紀に記載されていないとも考えられるのである。これを如何ように解すべきかというに、即天皇位の四年以降、その治世の終わる十一年まで決まって毎年四月と七月に使者派遣の記載がある事実や、第8表に示すごとく即天皇位の前年たる称制二年の記載

日条数が、その翌四年の即位年及びさらにそれ以降の各年次における記載日条数に較べて、とりわけ少なくない事実やを併考するならば、後者の想定、すなわち称制三年に使者派遣の史実があつたにもかかわらず、それが持統紀に記載されていないとみるよりも、前者の想定、すなわち使者派遣の史実そのものがなかつたとみる方が妥当な解し方といえよう。詳言するならば、天武先帝の埋葬を終え（称制二年十一月十一日）、続いて皇太子草壁皇子尊の薨逝があり（同三年四月十三日）、その葬儀を営み終えて、鷦野皇女が登極したその四年から、天武先帝の時に始源するとみられる使者派遣の挙が再開されたのであり、その前年たる称制三年には、上述したごとく皇太子の薨逝などもあって、まだ使者派遣再開の史実そのものがなかつたので、持統紀にあって、その四年紀以前には、そうした記載が所見されないのであろうということである。

第8表

天武紀	持統紀
2年 20日	元年 20日
3年 5日	2年 20日
4年 35日	3年 42日
5年 31日	4年 49日
6年 21日	5年 37日
7年 9日	6年 53日
8年 35日	7年 42日
9年 42日	8年 36日
10年 44日	9年 29日
11年 45日	10年 28日
12年 25日	11年 19日
13年 32日	
14年 42日	
朱鳥元年 58日	

〔備考〕 当表は天武・持統両紀における年次別記載日条数を示したものである。  
天武紀朱鳥元年は9月30日、持統紀11年は8月1日をもって各々の記載を終えている。

一方、天武紀の場合、先にも触れたように、1には他余の事例に相違して派遣使者が固有名詞をもつて記されているだけに、あるいはこの四年からこうした使者派遣のことが始まつたとも受け取れるけれど、そこには斯々の事柄ここに

始まるとの意を示す記載が何らみられぬので、あるいはそれ以前からそうしたことが行われていたとみる余地も残されているわけである。天武即位の二年から1の四年までの年次別記載日条数を前掲第8表によつてみると、二年が100日、三年が50日、四年が350日で三年が極端に少ないことがわかる。これは三年紀の原史料が量的な面で極端に不足していることを示していよう。とすれば、三年に竜田・広瀬両神への使者派遣の史実があつたにもかかわらず、それを伝える史料が欠逸していたがゆえに、その史実を天武紀に記載しえなかつたとする可能性は極めて大きいとみてよからう。ことによると二年の場合も、他余の年次に較べると、記載日条数がかなり少ないとからして、三年の場合について想定したことを探ぼそのままあてはめて考へることができるかも知れない。しかし、この二年よりも三年の方が、そうしたことの可能性は遙かに大きいとみなければならぬであろう。また、竜田・広瀬祭の記載が所見されぬ四年七月、六年四月、七年四・七両月、朱鳥元年四月の各場合のうち、七年四・七両月の場合は、やはり当該年の記載日条数が九日と極めて少ないとから、上述した三年の場合同様に考えたいところであるが、この七年の場合は、その四月七日に十市皇女が薨去し、同月十四日に埋葬されていることからみて、四月の使者派遣は取り止めになつたとも解せるのである。しかしながら同年七月の使者派遣については、葬喪令にいう嫡子の服紀三月を介意すれば、履行された可能性が大きいと思われる。したがつてその使者派遣の史実を録する史料そのものを編纂者が入手しえなかつたために、件の史実が天武紀に記載されるに至らなかつたと考えたいのである。

朱鳥元年四月の場合は、その月の八日に侍医桑原村主訶都が直広肆を授位され、連姓を賜与されたとする記載があるが、これは『続日本紀』文武天皇三年正月条の記載と同事重出(拙著「古事記及び日本書紀」の表記の研究) 九六七頁で、しかも天武紀における授位記載は、上述したごとく「授位階位」のように官位の直下に「位」字を付記するのを原則とするが、ここにのみ、その原則に外れる唯一の例外事例を見るのである。こうした点から判じて、この桑原村主訶都への授位並びに賜姓の記

載は、その前後に配されているそうした記載と異質で、それらの記載が為されたよりも後時、すなわち少なくも文武天皇三年正月以降の或る時点で付加されたと見做してよからう。斯様に朱鳥元年四月紀には、後時に付加されたとみられる記載があり、それ自体に編纂上の不統一性、延いて言えば錯簡が認められるのである。それでは、こうした事象を招致した所以や如何というに、それは、件の朱鳥元年四月紀を包含する朱鳥元年紀全体の成立事情を考慮することによつて自ずから明らかにされよう。

そもそも、この朱鳥元年紀は、天武紀における他余の各年紀と相違して天武天皇の崩御後に執り行われた葬儀に関する諸記載をもつてその掉尾を飾つてゐる。しかもそれが天武天皇の崩御を中心にして、それ以前における御惱及びそれを治癒せしむべく講ぜられた諸施策、それ以後における葬儀、等に関連する諸事跡を録する諸史料を根幹材料として、それにあたう限りの諸他の入手史料を点綴付加して成立していると考えられるのである（高島正人氏「日本書紀の編纂史料 第六二号」）。それだけに結果的には件の朱鳥元年紀に五八日という同天皇紀にあつては最多の記載日条数を齎し、あるいは上述したごときの錯簡をも生じせしめるに至つたといえよう。そして斯様に編纂者があたう限り既存の諸史料を入手して、これを努めて載録せんとした態度ないし姿勢を持していくたどみられること。それに上述したごとく朱鳥元年紀が天武天皇の御惱及びそれを治癒せしむべく講ぜられた諸施策、崩御、そして葬儀に関わる諸事跡の記載を主要構成要素として成立しているとみられるので、こうした諸事跡に関わる諸記載をもつてその大部分が埋められていること、などを総合的に勘案するならば、朱鳥元年四月紀に竜田・広瀬両神への使者派遣記載が所見されぬのは、編纂者がその史実を伝える適宜な史料を入手しえなかつたことによると思料されるのである。

残る四年七月と六年四月の場合を考えてみると、前者の年次別記載日条数は三五日、後者のそれは一一日である。これにより編纂者が入手した諸史料は、量的な面で前者の方が後者よりも優つていると判断しえよう。しかしてこれは、

当面問題としている竜田・広瀬両神への使者派遣の事迹にも関わることと理会しえよう。とすれば、それら両神へ使者が派遣されていながら、そうした史実が記載されていない可能性は前者、すなわち四年七月の場合よりも後者、すなわち六年四月の場合の方が大きいとみてよかろう。

それは兎も角として、ここでは一応、それら両者のいずれの場合も、こうした使者派遣の史実がありながら、それが記載されるに至らなかつたのではないか、と判釈しておこう。

なお、竜田・広瀬両神への使者派遣日、すなわち神祭日について天武・持統両紀では、干支の支では寅（九例）、日並では九日、あるいは一〇日（各四例ずつ）が他余の干支の支・日並よりも、やや多いという程度で、この段階ではまだ必ずしも一定していなかつた。しかしそれが『延喜式』四時祭上にみるよう四・七両月の四日に一定するに至つたのは、一体何時のことであつたか。これを必ずしも明らかにしえないが、『続日本後紀』承和十年四月四日条に「遣使祭「広瀬竜田」二神一例也」とあるのが国史における初見記載であり、そしてここに「例也」とあるので、さらにこの承和十年より以前にその時期を溯及させて考えうることだけは確認されるのである。

## 七 宮中諸殿舎名の記載

宮中の諸殿舎名ないしは皇室関係施設としてのそれの記載で「——殿」と表記する事例のすべてをまとめて示すと第9表のようになる。これにより件の記載のあり様についてみると、卷廿九天武紀には九種類、一七事例もみられるのに、諸他の各天皇紀には四種類以下で、事例数も天智紀の三例を除けば、他はすべて二例ないし一例しかみられぬというようく、天武紀における当該記載が他余の諸天皇紀におけるそれに比して如何に卓出しているかを能く理会しえよう。そ

第9表

卷次天皇紀	殿舎名	種類数	事例数
卷五崇神紀	大殿	1	1
卷六垂仁紀	大殿	1	1
卷九神功皇后紀	大殿	1	2
卷十四雄略紀	大殿	1	2
卷十五 〔清寧紀 顯宗紀〕	射殿 避暑殿	1 1	1 1
卷十九欽明紀	大殿	1	1
卷廿敏達紀	大殿	1	1
卷廿一用明紀	大殿	1	1
卷廿三舒明紀	大殿	1	1
卷廿四皇極紀	別殿 〔大極殿〕	1 1 2	1 1 2
卷廿七天智紀	西小殿 〔内裏佛殿 内裏西殿〕	1 1 1 3	1 1 1 3
卷廿八天武紀(上)	大殿	1	1
卷廿九天武紀(下)	大殿	1	2
	向小殿	1	2
	内安殿	1	1
	外安殿	1	1
	大極殿	1	9
	造法令殿	1	4
	旧宮安殿	1	1
	大安殿	1	3
卷廿持統紀	御窟殿(院)	1	2
	前殿	1	1

して斯様な事柄は、「宮中」なる語辞そのものが天武紀に二例も所見されるのに、諸他の天皇紀、すなわち卷八仲哀、卷十一仁德、卷十二履中、卷十三允恭、同卷安康、卷十五清寧、同卷顯宗、卷廿四皇極の八天皇紀には、安康紀の一例以外すべて一例ずつしか所見されぬこととともに、天武紀の編纂者が持統紀のそれに相違して如何に「宮中」なる語辞や、それに深く関わる汎く宮中諸殿舎名一般の記載に意を用いていたかを能く示しているといえよう。

なお、卷十五清寧紀の「射殿」のみられる「天皇御射殿。詔百寮及海表使者射。賜物各有差。」なる条は、『隋

書】高祖紀六年の「御射殿詔百寮射、賜（下略）」に拠つてみるとみられる（小島憲之氏『上代日本文学』上三五五頁）ので、清寧紀にいう「射殿」での射のことを史実とは認定し難いよう思う。また、同卷顯宗紀の「避暑殿」のみられる「幸避暑殿」。奏樂会群臣設以酒食。」なる文章は、その元年六月条に掛けられている。したがつてここにいう酒食の設けとは、群臣を撫慰し、それがいわゆる暑氣払いの効用を狙いとするものであったのではないか。とすれば、その酒食の設けられたとする「避暑殿」は、まさにそうした効用から連想された殿舎名と考えられるので、この殿舎名もまた、史的実在とは見做し難いように思う。

斯様な次第で卷十五清寧紀所見の「射殿」と同卷顯宗紀所見の「避暑殿」とを除けば、卷五崇神紀から卷廿二舒明紀までの諸天皇紀に所見される殿舎名はすべて「大殿」ということになる。しかも、例えば、「天皇疾彌甚。与百寮辭訣。並握手歟歟。崩于大殿。」（卷十四雄略紀23・8・7条）、「天皇病彌留崩于大殿。」（卷廿敏達紀14・8・15条）、「天皇崩于大殿。」（卷廿一用明紀2・4・9条）とあるごとく天皇崩御という極めて重大事のあつた場所、すなわち殿舎の名称すら然りである。これは、『書紀』編纂の依拠史料の段階で既にそうなつていたか、あるいは同書の編纂者が宮中殿舎名として、この「大殿」以外に適切な名称を考え及ばなかつたかのいずれかに拠るものであろうが、そのいずれにしても、件の「大殿」なる殿舎名は具体的なものではなく、抽象的なものとしなければならぬであろう。それにまた、卷廿四皇極紀所見の「別殿」も、そうした点ではやはり上述した「大殿」と同様に解してよからう。されば、『書紀』において具体的な有名をもつ殿舎、別言すれば、史的実在性を有する殿舎名として始めて登場するのは、卷廿四皇極紀所見の「大極殿」ということにならう。そしてそれ以降の諸天皇紀に所見される諸殿舎名の記載はほぼ史実性を有するものと見做して先ず大過なかろうと思う。

## おわりに

以上、天武・持統両紀所見の「賜」「饗」両字の用法、及び僧籍者、行幸・巡行、授位、竜田・広瀬祭、宮中諸殿舎名、等の諸記載について取り上げ、これらに各々分析検討を加えた結果、従来指摘されてきた『書紀』成立区分論にいうところの、天武紀と伊イ系列、持統紀と呂口系列、に各々認められる記載上の緊密な関連性をより明確なものならしめるとともに、それら両紀における用字と記載のあり様の実態を闡明することにより、それら両紀、延いてはそれら両紀を内蔵する『書紀』の史書としての性格の一斑をも究明したようだ。無論、その成果は些少なものでしかないが、本稿で試みた如き諸種の内証的研究の蓄積こそ、『書紀』の史書としての性格や成立を解明する上において、必要欠くべからざる肝要事であり、極めて有効な手立て足りうるものといえよう。斯様な立場と観点から、本稿では、そうした研究の前進に資すべく若干の考察を試みてみた次第である。